加茂真淵翁著

祝詞考

浪華書林

河内屋發行

代代いう語よりおこりて
神代をもかうひきたいふ
ようなることの仏書考解
みや御ふみをいふもの等
山人ともすべて
ものいつよりの撮土籠の事

附
古事記も。日本紀も。神代おもひ
て。新たにつくりなせる事。
みな古くより。ありつたへ
のまゝをとりしるせるこ
とをよく〳〵解つ。伴信友
みつ。も。その神代の
説。皆古代のよりて
はうまとも。その
上つ代よあ〳〵
あ御ぜ。
そ

天地よりかきすてを、ぞうしそのかみつまいりゆくる世をすゝむにき
るす。色々のこゑあるむや。さることの延喜式大御代をこそ
載られし。からもとおぼえきく。そのかたにりて光
まえだ。ゆるまで、ほどなりけれを知るべし。かたきる
が原みかみをよまうへもこえまひ久しく歩し。然くきまし
まそのかたみのさも、おともなる。猶今の紙
○古への代なる文、あのしもむきてけるつゞき、なさは、さきてけるの事し
世を言ひ、時代と知りつゝまさまでは古と後の実なるとり
しるを知るときそ。さかせるのくえと知るものなり
まらむうしのすきてしまふ事をつくしそをかくれてて
まこの言ひたるひ、人の心はあれはよろこびの事
しるのの歌集しるの人集也、みなを知りくくに
つくるゝを。ゆの道はなも後つゞり。まことにけれし
古と後ともを、おのとひ合ふてしのはしのかすらもあらん。

かけまくも大直毘古道
のことゝはりしらぬ
はしめてしるべき朝の
こと八天皇即神云
まして天下をしろしめ
す天皇の御代にしら
皇御孫命と申奉る
世々に祝ひ来れあ
のへこし（ここからうる）ふ。
まつへつつゆくるを。
○下の大神宮式にた
皇御孫中臣中語乃詔
宮司宣祝詞あれ
詔八天皇の語乃言
おそらし其れいはう
られし式の祝詞を。
宣乃由中にも書き。

祝詞考上巻

○祝詞 是後あるは乃里刀其事とりいふ也。古事記に、天津祝詞太詔戸言禱白、万葉十八に、奈加等美乃敷刀能里等其等伊比波良倍など有をまて知べし。乃里刀とのみいふは略きいひて文しも也。大祓詞に、天津祝詞乃太祝詞事乎宣と有、言といひて文を飾るなり。上つ代略いはむ故に文章と言ふを古へ祝はし、字に記しむすびし事を。伊勢の神嘗祭に、大祝詞辞とも書たるを、
○乃里刀其等ちふ言の本は、神祖高木神の詔賜し御言を受て、児皇命の、天岩門の前にて宣申されし也。古事記に詔戸言と書たる所また、ハ乃里八皇祖神の美古刀乃利也。然は假字にて知べしと書る所、の多倍を約まで互とする故、刀に借しいふは音便の常のこと。
○大祓詞、令式に同じ。今も之を祝詞と云ふしたかひらかの字意に祝詞、詳しく書に依也。皇朝の乃里刀其等も其大神の御功を称ひて

そハまも也。皇祖神。及御孫命の。詔の言ごと。まもり斎ひ。ま幸くいまして。天の下の大八嶋国知らせ。皆被天津神の寿こと。ことほぎ。白さく。山をたゝなひ。青垣山をめぐらし。神籬磐境を。ことよさし。まつりこもれる。皇神たちも。ことごとに。天の下の事。よさしまつりし。ごとく。皇御孫命の。朝廷を。かぎりなき。常磐に。堅磐に。いかしこみ。いかしこみ。仕へまつらむ。ことを。白す。

○九条祭祝詞者。御殿。御門等祭。斎部氏祝詞。以外諸祭。中臣氏祝詞。中臣神祖。天津児屋命。神事を司どれば。天津の前ゝ。大祓詞を宣ひて。其解除をも。仍て其祓詞をも。宣ふ。斎部氏の神祖。太玉命。ハ。御門の大幣帛を。司どれば。同御門の前ゝ。其事を執つ。故ゝ大幣と。幣と諸の社へ。捧こと。仕奉つる。凡らの大殿御門の祭の。祓詞を宣ふ。ハ。こゝ故ぞかし。

○九四時諸祭。不ㇾ云ㇾ祝詞者。神部皆依ㇾ常例ㇾ宣ㇾ之。

この巻の。首ゝ四時祭式まで。祝詞ありと。を神祇の。唱申せと。ばかり。記して。更に。祝詞の有ㇾ所。を。記さゞるは。例の祝詞の有ㇾ所。あく。文もいたく。異ㇾ所ㇾ無ㇾ故ぞかし。

○神部ハ。神祇官舎人。伯大副。少副。大祐。少祐。大史。神部三十人。卜部二十人。使部三十人。と有て。其神部の中に。中臣氏を。もて。

○其臨時祭ノ祝詞。所ㇾ謂踐祚。條ㇾ撰前ㇾ祭。

臨時ハ。践祚。と。非時と。を。記て。異ㇾ事ㇾ之。

時ども同じ例によれる。
○處分ハ。貞観儀式に。左右處分先已。延喜式に處分ハ處分別日分らる。選叙令集解に處分ハ。與検定同義也とあり。さて訓ハ検定の意をいふなり。さておきて多く其の也。然れどそのむ言はいかに。そのまゝ定めとある。ほとか言ふ。儀世間ば。のものを出。推量なら。さざる。
○神祇官ハ。類聚の國史文實の事に立と。積時秒より傳えし。
○或説に。然ならば天武天皇の御代に始めらるゝといふ。しかし大宝令の事より。行の事奉られしを。やくに儀式なれど。

進レ官。経二處分一然後行レ之。これハ臨時祭式に載たる霹靂神祭より下。三十餘
うりおわの類その外にも時々につきて奉るハ。祝詞も具しあすべき
るかはみな大政官の定めをへる也。式に雷神祇官の伯よりて。史生まうりて
のものは官と。大政官
をらに似あり。

○祈年祭。(トシゴヒノマツリ) これは其比乃万都里と云ふ年とは五穀の中に専ら稲をいふ。稲を祈る始なれば年を云ふなり
なりけり。一とせを経る也。さて二月四日に奉らる。令に仲春祈年祭。義
解に。欲令歳災不作時令順度即於神祇官祭之。故云祈年○此祭ハ崇
神天皇の御代に始まりしとする。其御代大神を崇まつりしあり
ゑて此の神ら給ふハ。さて風時に云ふを。万の神つるの事
ゆるす。紀にあるさまし。且下の風神祭にもみえたる。
あまの事。式にいはく。後に定むるの也。

下第の時代にあるを
ひます。
○集まる郷の事を
称し宇其に添て
いつあるを。
○稲もならがらくの
意とを。多く
にす。今あり宮に
頂きて。集の事とい
むすび人まつら
るゝ也。

○神も祝部の事。
上代。中の代の別
事らハ中つ代まで
つを上代のまに。
あるを考ふ。
○登呼にハロを開き

集侍。(ウゴナハリハベル) 此制儀式に。大祓處に参集(宇其那波利)侍(波牟倍留)とあり。うつる
みな今集侍の事とあしらえし。宇其那波里波牟倍留と訓也けれ
て宇其那波里ハ。宇都久万里ちふ言の都を略き。久を其に轉し。ゐ丸
まり宇都虫宇都万佐なとの宇都に同じ。麻波里ハ。曾麻波里。清万波
里なとの。万波里の類にて。延ていふ辞のこと。
○波牟倍留ハ。佐支良布と同じ意にて。共に侍の事を言ふ。かくても
らで諸の國の神主祝部等が神祇官の庭に参て。侍居なるを以
ふ也。然るハ。集の字を只つどふとのみよむべきにあらず。上
まいらへ然るに宇其那波里の言を。あこの古き也。集ハ。他名の事
ときかいと後に用ひしなる。よくかなへるすなる。

神主。(カミヌシ) 其神に親く仕奉る人也。
祝部等。(ハフリラ) 其社の事を執人也。諸聞食。(キコシメセ) 登
宣。(ノリタマフ) 神主祝部等。
唯。餘宣准之。
まし。せとハ。なまへといふ。
も。捨も。もあるとくよあくなるしとの儀で。食

○宣ハ、乃里と訓ずる、大御言をとりてのる也。○社ハ、やしろとて、神の坐す
處の在あるを云。又神主、即祝部を兼て、祝部ハ又神主を兼るもあり、三代格に
そのよしのみえたり。○右の小書ハ、もとと有も、祝詞の文にハ、一段読み
てしが、唯そと申すをりか、此ハ唯をとこて、發すると也。もをば、口
を閉てつゝことを申して、口を斷に開きて、出聲は後に放神賀と、先吉言
重詞に此くし、雄々の二字をかきて。○右の集どもあしまべし、
めて、本文をも。
左にあげる。

高天原爾。乃ハ今も同じ。多可阿万とも安を略ハ音便也。
天ハ、野原河原の原と同しく、廣く平らかなる所をいふ。
い給。神留坐。是を或説にかむつまりと云ふ。下つ字にハ諸を指しへてつ字ハ留
そ。至坐て、天知しらしめす皇親の神たちを申すと云て、
今考るに、下つ留ハ諸書みなおなじも留とすれば、からすみ雅言かま
するれとかは、ふつなきなら、此下に、都業神漏美に、高天原に、神留坐天尊始給

○神留神漏神留坐ハ、とものかみとまうす。
既に云て、此外諸神等神ろぎの類也。
実ハ加牟云あとらふ
するれど音便なる。
うんく唱る事も
ずるもおずしく言
の下に見えなくのかし。

御神漏岐命をまたも有むと、ここにまかて訓ても、かむろきハ、かく云て、續日本紀
の宣命に、皇親は神漏岐とも、神積の字をばつ古事を置て、つまみとい
ふに、かくてにる也。竜をもて、かんづまりと訓ても、然る時也、高御魂神
御魂にも、天照大御神をも、多く皇祖神ちの集てあと定め給
ふ命と云ふりて、那りふかく、言雅也。下皆も同し、且神留の神を業
ありけ解まくは、上聲に、加牟と唱ふ、万葉に、可武佐備伊方須と云さへ。

皇睦神漏伎命、神漏彌命以。皇ハ、統るの意にて、すべての意
也。何ごとにおはしても天下を統しまらすと、皇大御神國を統知坐ともいふ、皇大君と
す。も也。睦ハ、天皇の、皇祖神ちのむつまじきハ、御親のよしも。神漏伎
ハ、神須倍良伎美、神漏美ハ、神須倍良米岐美にて、皇祖の、男女の神
達也。伊邪那岐、伊邪那美とまをすも、岐と美の言にて聞き分るも同じ也。
出雲國造が、神賀詞に、高天乃神王高御魂神魂命能皇御孫命をと
るハ、いと始め神祖の名をさしゝかれど、他の祝詞に

○つまりたつところ…のことを供ハたつのさせも
須米ハ須米良を略き、須米良ハ須米良伎の
脱しもあまして、須米良牟門ともいふ
唱へてしたがふ、須倍良とも須米
なし、須ハ須の済るハ米
の清音にて一般
よるに音便の通ふ何
まてのいへる且言の
きハ天にても國にも
統る御主なり
知るみ語ども
も浅き音便
ふ略して申也又須米
良美御をとも時
略して須倍良伎

ことの時に使とりふるもの
常の席ときれしまれ
のこと。
○又もおかしを上つ代より
死るを崇めれ三つの
ろしゝ藤原宮まし
に常中にて奈良の言
まさしハ定あらし
おのづから然る事なり
つらへべし。
此崇神天皇平五年の條に。二
月新年。六月十二月。月
次。十一月新嘗等祭書。國
家之大事也。欲令歳災
不起時令順度。預此祭
神。京畿外國大小通計
五百五十八社とあり。延喜
式よおりてハ。数まれ
るべし。

ことを略く。伊邪那岐。伊邪那美命。天照大御神まで。並てをさしてまをす。
男女の皇祖の神をいふとりふ也。○この御二つの命ハ崇めてたゞ
命とあり。詔命也。古事記にも此の同じすと。天神詔命以と
書。下の崇神を御詞とも。天津神乃御言以ぞしてなる事なり。

天社

國社

登。天つ神。國つ神ちふあとき。神代に斯て有しかど。天つ
社。國つ社と定めましゝは。崇神天皇の御代にあとを
見て。皇祖神漏の命を以とりふにてつらけべき。天つ神。国つ神と
ふべきを。後世よりは社とあしたるも。然かりるする言也。此社の
の詞には他にも万と。疑有奈良の朝よおりしかは。かくらるをもしる。○此
祭にある神は。京畿諸國を合て式の時。三千百三十二座あり。中に
國司の祭二千五百九十九座を除て。七百三十七座ハ此の神祇官にて
祭らせたまふ諸の社なるも。この官の祭に集て祭るよし。式に
見えて。

稱辭竟奉皇神等能前爾白久

十二月に始まる事は日本紀
さこの後世人は
皇神がたの意で
しらすさまお中し
それまこれらんも
こしゝ然はあるまじ
別記に記しつ。
天孫命を略きて
天皇ならす紀に妻
み猶己止とはいふに
まれ。

とハ。崇の言にあらて。其神の御徳のあるとも。まをすを。言辞を以て
を次々に奉る様にて此座に仕奉る
此世中に入ぬ。○竟ハ万葉とふ事なり。古云也。万葉にも月立春の来まさば
あがくしまで。鳥網を折つゝ。麦努之岐乎倍米。家持卿の追和
あらて。春裏之樂終者とよめる手儀の
言なり。共に崇ることをつくしたるなり。

今年二月

爾。

四日

御年初將賜登爲

而。

御とは真に同じくして天。
辭年ハ稲也。初ハ初穂にて此時
種をまきて。佃田をも耕しはじむれば。初穂といふべし。或人。初ハ祈へ
誤りて御年祈なるらんといふはさもあらず。

皇御孫命

能。天御孫日子番能邇々藝命。ここに同じく嗣ぎ
給しめし。天御次にませ。今の天皇をも御孫
命とも申し。即皇祖神から
はして。且ハ御睦まじく。且ハ崇ミ給ふよし也。

宇豆能幣帛

乎

今集解に、釈云、中臣宣祝詞、宿時行事、宣参集之社々祝部等也と、あるハ同義解。以告神祝詞宣制…

宇豆ハ厳しく大きなる也。下に○みてくらを宇豆乃幣帛と云。置座ハ
なるを以て、雄略天皇紀に、秦酒公が率百八十種勝部、絹縑を御庭に
充積しに依て、禹豆麻佐といふ氏を賜き。（一云、禹豆母利麻佐、皆盈積之貌也。）大殿祭詞に、宇
豆の言を、神代紀に、珍子。（珍此云宇豆。）神武紀に、珍彦。（此云于豆毘古。）
吾皇宇都御子。万葉に、皇朕宇頭乃
御手以。などあるも合せ見べし。　朝日能豊逆登爾
日出る時をいふ。その日の光佳き時なる事ぶ必此時を用ふしもあらねど、かく
いふ也。○豊ハほめていふ辞。逆登を、朝日の豊さかのぼりといふハ、ただに下
より栄登と云しよりおこれるのぼる事なるを、逆を借て書る
べし。古事記に、阿佐比能豆多佐迦迩岐豆とかあるもおなじ意なり。
称辞竟奉久。豊宣
是を二度いひしハ、文の結ハ読まずて。○宣
と唱說らるに、神に宣る辞をとします。
上に同じ。下なし。

宮…下の詞別て云の條、神に祝部…幣…式條…の首を挙て…あはせ…賜へ…

祝部等その時上部の儀式幣帛を受去て、その社々へ奉るを
なすも。○右の文も、書を失へしならぬ所見ハ、一坐するも述て
行べし。下皆おなじさまにあるべし。
○さて此下の十條を、此祭の為の祝なりてぞ。
○御年皇神等能前爾白久。御年の神ハ、下に皇
神とあり。其大年神なりといふ。皇神等能依左志奉牟
といふなり。
よくして御ありきの御孫命に水穂国を依給ふに由しく、御年
を云で、其御年を御孫命に依奉て成幸一なるを以、
奥津御年乎。五穀の中に稲を最末に熟故に奥といふ。
晩たるを奥てふ。
手肱爾水沫画垂て
迄…万葉に…

垂と太利と訓…

○こてのあるぶが今 むけ訓を略言也 ○ここらば式外 今もい八音ぞこゝに[illegible] 人の訓おほくらず也 ○くにふへ皆が皆この くさしぶ訓はは ○股ハ古事記に[illegible] むもぎくとハへらじ[illegible] [illegible]とへいひを ○ハじのすぞひらふ ○むも[illegible]なり。

○八束八百なるハ八 八岐世の略にして數の 多きをいふ。湯数[illegible]数 などの類も皆かく[illegible] 其の[illegible]あるべし。

とだれのぎといへるも音便也。衆の人をもふれば[illegible]といふ類なりし[illegible]
のはら縒づを略き、且乃阿の約なれば[illegible]古の例也。
向股尓泥畫寄氐。取作牟奥津御年
手。○この神代紀に塗をも于毗尼。沙土をも須毗尼といひ比尼
ハぬま也。剥ハ土と通ひ、古ハすなはち[illegible]類也。二つの畫ハ古事記
に豊許を遠々呂々迩畫鳴ちふ畫の類にて、今ハふとして泥を攪よす
る也。向股ハ同記に堅庭者於向股踏那豆美とあるに[illegible]武
の御年作にとる田は泥の[illegible]にて[illegible]
[illegible]下に又も挙しを[illegible]上つ代の言葉
なし也。過てかく[illegible]ハ飛鳥
藤原の[illegible]ハを除く[illegible]
八束穗能伊
加志穗
爾。八の言ハいやの略にて[illegible]所握稲穗
をいふ。いかしぼハ盛る是て[illegible]穗

江次第にも本朝荷前[illegible] 稲初穂謂之[illegible] [illegible]書[illegible] [illegible]

[illegible]を[illegible]六[illegible] [illegible]三輪 [illegible]の神社 三輪 [illegible]下の神[illegible] 天乃瓱和[illegible] [illegible]の[illegible]

[illegible]紀にも也
皇神等能依左志
[illegible]崇重成なりの[illegible]
奉者
上に[illegible]御自奉とはがめの[illegible]紀に雄
略天皇をおほきぎの神のみてまつ[illegible]
万葉に聖武天皇を皇朕
初穗
手その秋の新稲を[illegible]神に[illegible]
宇須の御子[illegible]
波。を初穗といふ[illegible]の穗を手め
如くいつ[illegible]
千頴八百頴
爾。奉置氐。頴ハ稲の
青穗の[illegible]
穗[illegible]
[illegible]穗をのこ[illegible]業[illegible]去て[illegible]の穗を[illegible]に掛め[illegible]下
に。掛税千税餘[illegible]あるをかくて次下に御酒汁米和稲荒稲など
[illegible]皆その千頴の穗乃
瓱閇高知
瓱[illegible]酒を醸か[illegible]也
[illegible]なし[illegible]
古へ酒を[illegible]
瓱その[illegible]神にまゐる[illegible]の[illegible]閇ハ假字[illegible]上[illegible]
といふ[illegible]下に瓱上し[illegible]文もあ[illegible]且[illegible]の用[illegible]

和の巻こそ和ぶる文字の巻ぞとぞいひもてゆくなり。○汁と酒とかもしたる数也。数とは多くいふ事也。かの千木高数知ると云ふ千木高知るも千木太敷也。○太知坐 腹滿雙 氏。在こそ。礪のしけきをいひ。ふしまろ其か腹こ。○酒を 酒を汁尓 頴尓 こも汁といふ。花の酒を搗こゝへ。旦暮の数多きこと。○頴 穂也。稲の千頴八百頴の頴を。○ひいもに 雙しと云。○まをゝ 上へ。○めこ 頴。○ほ 穂。○ほらば 下へ。○ほこと 初穂を。○八千頴八百頴尓 奉置と云言。○ほけ〳〵 ほぐしほぐしと云。上を大ようをいひ次の礪所云ふ。○百稲尓引居 とりふせる景色易きが如し。其汁は酒也。頴は穂也。稲は此穂の頴が下きりくゝ言をほけ〳〵ぬり如し。上の云云奉置をむすひへ取てそそくゝもむ。

○稱辞竟奉 牟。この称辞皆事ちふ上へ。右の大野原 爾。○生物者 有こそ。○甘菜辛菜 甘は。菁菜蓼の類辛は。薤蒜野蒜の類。○青海原 爾住物者鰭能 廣物鰭能 狭物鰭は。ひをも。大小共魚こそ。○奥津藻菜 爾至 万弖 堅の方をゝしてとり上。○邊津藻菜 爾至 万弖 邊の方をゝしてとり上。○藻菜 海藻こそ。彼方を波しいへをも。○御服者 明妙 照妙 和妙 荒妙 爾。五色の絹布を奉る。

○流河のそこに沈みをるいそもと別ち出ぬ。○流河 流れ出る川。○いそもと 磯もと。○別ち出ぬ 採り出す。○奥つ藻 奥の方の藻。○青菜 青菜也。○辺つ藻 辺の藻。○もとほし 根ごと。○取来 採り来る。○和稲 和ぶる稲。○千頴八百稲 千頴八百頴と云ふ。○いかしこき 恐き。○ふしまろ 臥丸。○ふしまろ 臥丸。○ふしまろ 臥丸。○ふしまろ 臥丸。

り。言を略く稱辭竟奉久
す。上と均し。○祝部等
宣。稱辭竟奉
○大御巫能稱辭竟奉
乃古の字を。牟と。久と。今本に称の字を書は誤也。○古本神祇令の
のみにあるを。平安也。○古本神祇令に他と更すれ
ども。聖武天皇紀に。大宝主御巫。生霊御
巫。生島御巫。と有るに依て。大御巫のみ
ぞ。もと有しを。後に生島御巫。を加へ
しと知るべし。○御加美
ぬきこうるを。音便かくうるの如し。みうう
ぬきこうるを也。○御巫ハ職員令集解に。巫者知鬼神之道者也。
神に仕まつるを。とあるに依て。男巫。女巫。と
云。男巫在女巫現。一説在覡。巫現。玉。此令取此説。員数考。選者。待
二勅処分一。別記。御巫五人。伴国巫二人。卜部二人。
十口。云云。宮中の神代に。御巫。祝部。
取次女堪
皇神等能前
白久。神魂高御

うまつるを。の意と。
○そこゝゝおもひくべし。
うべくハみな日。
ふるくハ。音便の字也。
魂生魂足魂玉留魂大宮乃賣大御
膳都神。辭代主登。御名者白。稱辭
竟奉者。ツヾハ。古事記の。天地の初の時。天之御中主高御産巣日。神産
巣日の皇神と。次々に獨成出ませる。是の
神祖ともに。伊邪那岐命と。アマテラス
左眼つゝ洗ひ。給ふ時。此二大御神と。光栄ませる一ツ。○生魂ハ。古事
記に。大年神。羽落須毘神之女。大國御魂神と。云へ。且其生魂神ハ。神
魂命の御子也と。或ハ。この二神ともに。生魂神の
和魂ぬるべしと。さてこの二神も。神祇令の集解。鎮魂条にい
へる。生玉。足玉。死反玉。道反玉。蛇比礼。蜂比礼。
品物比礼。これ十種神寶の中。四つ也。即これ生魂ふる。下三神と。
功も。ひとしきをおこなふ。これ命長く。御栄威足ひ。ますと。死ぬる

睦神漏伎命。
神漏彌命。右の二神を、神祇祠祀次の伴と
ハ、あらゝぎ神をもあまねくいふ詞也。
きこしもち神ろこの食
べきせこの如くの文よりいふ詞也。
都のうちよりはじめうつしまつるの也。
きのたゝりよもあへうまじくあらぬやうにめぐみ
うつしまつるの也。皇御孫命能宇豆乃
幣帛手。この三ツは。奉る幣帛をいふ。
幣帛は。式文にも多くの書をいへり。
のちの文にも。幣を吸ふうんぬ。
すべてかくいふ。
能前白。
能は。前に白。
○座摩乃御巫乃稱辭竟奉皇神等

座摩乃は。水穴神の鎮坐し給ふ。
攝津國西生郡の所レ名なり。式に
同郡に同神の社あり。次に宮神の義也。
能前白。
前に白。
稱辭竟奉皇神等

○座摩乃御巫乃稱辭竟奉皇神等

座摩乃は。水穴神の鎮坐し給ふ。攝津國西生郡の所レ名なり。式に同郡に同神の社あり。次に宮神の義也。

能前白。

前に白。

稱辭竟奉皇神等

長井。紀式にもれ。綱長井神と
なり。別にあめしたしらしめしし。

神子たち。延喜日神。次阿須波神。次波比岐神とあり。古事記に。大年
尓波奈加能。阿須波乃神に。古志波佐之阿伎波伊波と牟加倍理之
麻但爾。こゝにえみしとは。文徳天皇紀に。大炊寮。大八嶋竈神。爾火氐主比賣命。
延火皇神。云々とあるに。紀も。式も。波比岐神と有。紀に。波と清比と。
なれ。波比支豊。紀に。伊の如くいひ支を濁り。豊し。今訛れり。波と。

なゐ。ゑ。
はやまれや。御名者白氏。稱辭竟奉者皇
神能敷坐。下都磐根爾。右の神。彼連等は。國神。韓神の社。或宮内
省に祭る。しるしの座。麻止は。雜波の事。はのうれしと。代

和。山城の松尾。乙訓。賀茂。大原野。春日。平野。梅宮。吉田。廣瀬。龍田。
かくゝゝ松尾神のひとまし。すと。ゝゝ
皇孫大宮をもり。○柱を。大く。驚くよし。かくゝゝし。上の穗の刑高
氐。高天原。爾。千木高知
乃のたゝい。伝るが如し。式下の岩根もるゝれ言ども。代
氐。宮柱大知立。もよ
代の宮造のうた。いひつゝ
ぶりゆくゝゝ。千木ハ。垂木也。多利の約轉。
そこ。右之三月じ。○千木ハ。垂木也。多利の約轉。
傳こ。何ぞといもじ。古事記の今年よりこの方を一所に氷木。ふを。氷
椽ゝあるこ。式祝詞の文ぜゝ如此かこ。椽も。數ゝ。繁ゝこさいひ
始めし人。氷柱よおとひ。ゝ。
天皇紀の室賀の御歌ゝ。取置椽據此家長之御心之齋也。と有。椽の
宮。即多くゝ。無椽ゝゝ。平ゝれ。齋ゝ。のゝゝ。

○神武天皇紀。お饒ぎ。博
風とゝゝ。軒。廣。桑。
氏。宝。ぐ。
宮殿皆かゞ。
古への宝に。
且。安。
こゝ。
書。
紀。
○今。
の。
ひゝ。

こゝへ。かくて上への氣の屋根ハ今も罘罳とおきて。それハ今擬宝珠とも いひて。それが末を棟の上にとゝ組て。すべて形の端まで。ちゝへ 垂るハ屋ぐるとも形とも。おもする也。且その綱にかれ末端て。棟の上に並 く並出て有をもて。垂木といふ言あれど。は然てこの古言の統あれど みかいすし。への屋よかくへまかし。 仍て其のおほひて。やしろへ。

みつらの瑞垣みをとも。天のうゐへの端るにおきれ。もと一さ、よおけ兼る大御殿とも、むゑの皆故をそまのゆよ おとゝ、れそ言葉とむとかへ。この國でこゝめゑしらなゝへ。 ○凡そ此のまゝ葛端 とら十の穀まゝ禰瑞をとし。しかれども、とく見さるは、人の事へをさもそえ。むつかしき事なり。

御舎手仕奉氐。みつらふ言て。万の世の雅、すくよくう みるを神武天皇紀によみあらし。 久米の乃うたよ、万葉よ、義家の事を。みなさ伝えしとらひ顕宗天皇紀の室 壽の御詞よ、雅室。もの信ひとおよ。みなかしらぬも。もかてこれ。 みづれ見ましく。上ぞみぞ徳の國かて。共よ同じ其のほめことを 祈 へしたるにはまた。治れるをおそれ。本れ事を盡し。紀にもいふも。かく 参 ほてかゝれ。とく見もとこれ言を紀く。 皇御孫命乃瑞能 おそえだきえるらと。いかつかしきりし。 天御蔭日御蔭

登隠坐氐。天を覆ひ日を覆ふるおゝの雲かゝる 故に。文なしかく いひあるれもおのさ人。訛よ及ぶれ。○此ハ煮也

四方國乎、安國登平久知食故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。ところ。此らてけるら。 稱 上よりつが如し。

辭竟奉久登宣。

○御門能御巫能稱辭竟奉皇神等

能前尓白久。令集解に、巫を、御門巫と一口といへるをたも、一口 して四方乃御門の為に。仕奉る所にまことは ハ。神祇官の斎院よて有しも四時祭式よいゐ。 ゆとまて見えゝれ。御門は御門ハ。その御門をして行るゝとなし。櫛磐間門

命豐磐間門命 登 御名者白 稱辭
竟奉者 事記に天御孫命天降まん時よ思兼手力男石門
那の大神ぞら有 次よ大石門別神亦名謂豐石窓神此神者御門之神也とこゝろの得ら備はのこと美細
ばゝ一神を二つゝ分ひ且式よ四方御門各 四方 能 御門
二座ゝ有も此ゝ也ゝの神ぞゝ御門にまよ。
○湯津拝ゝの湯津ゝ皆三百箇也これよゝ
ゝ木よ枝のごとくゝ
湯ゝ云のゝ如ゝ有ゝ

爾 湯津磐村 能 如 塞座 氏 陽津ハ五百ノ略 村
就湯津石村ゝゝゝ紀に瀧越五百箇 群也古事記の走
磐石ゝゝゝれ類同紀百ゝゝ
テヽ 者 御門 閇 奉
タ 氏 ゝゝ修ゝ置ゝ
ゝゝゝゝ

疎 支留物 能 自下 往
者下 手 守 自上
日能 守 爾 守 奉 故 皇祖神の大令
往者 上 乎 守夜 能 守
ゝゝ地ゝゝ大害へ入ゝゝとゝ卿務命に
ゝゝひゝゝまゝん非ゝゝるゝ邦神の弓
豆 乃 幣帛 乎 上ゝ 稱辭 竟奉 久 登 宣
○生島 能 御巫 能 前 尓 白 久 式ゝ
能 前 尓 白 稱辭 竟奉 皇神等

和名抄に東生西生ゝ
ゝゝ比年我志奈利
近志奈里ゝ訓れど。

其頃既に唱誤れるにや。又は乳神を。
類ふまゝなれるにや。
○神祇官の右に繼體紀と載たるは。いかゞ。
既に崇神の時より
返坐。こゝの生ふり
て。雜波の生まれたれば。
諸神と合せ坐まつるべきなり。

しかるに乳神を。こゝに述し辭しこそやしもうつゝなきまどひ。思ふべし。
の掛卷國。東生。鄰よ。難波生國國魂神社二座。并名神大月次相嘗。新嘗。
元年紀も。難波生國魂神。生掌神をとあるに。おきてたまひしもの。御名の依
て。おを仁德天皇とし。二都ふみて。東生西生とのたまひ。又その生
雜波生鳴う條べくれたるも。

者白 乎。 稱辭竟奉者。 右の生鳴ハ地の名。此生國足
國そをを氣吹給ひし事。次の文よ。狹國ハ廣云と。
狹ト也。且二座とするを。國魂神の
荒魂和魂をまつるよし。既にあり。

八十島者。 島ハ。即ほをといふ事。次の文よ。大八島國ぐにの名。類也。
大神を。一所よる雜波生國魂神を。舉しハ。古ハ。仁德天皇。諸の國魂
めぐりまつりたまひしより。仍て生居といふ名ハ。狹きより
ふるまゝの名なるべし。

谷蟆 能。 狹度極 志ハ他ふを。谷
蟆。蝦蟇ハ。ゐもゝ。

○祝詞考上 四六

大神を。一所よる雜波生國魂神を。舉しハ。古ハ。仁德天皇。諸の國魂
めぐりまつりたまひしより。仍て生居といふ名ハ。狹きより
ふるまゝの名なるべし。

谷蟆 能。 狹度極 志ハ他ふを。谷
蟆。蝦蟇ハ。ゐもゝ。

○祝詞考上 四六

大神と申す事は古事記を始めて諸の古書に見えたる天地の神たちを申すなり。其の中に天照大神とまうすは高天原を知しめす神にて、天津日嗣の大御祖にましませば、殊に尊くましますなり。

辭竟奉久登宣。

辭別と書くも同じ。まうらひおえて、かしこみかしこみまうすことなり。

神能大前爾白久。

能は助辭。大前は大御前なり。雄略天皇紀の大御歌の多礼曽意富麻幣尓麻袁須〻者と見えたるも同じ。

皇御孫命能。宇豆乃幣帛乎。捧持。

皇御孫命は天照大御神をさしまうす。

伊勢爾坐。天照大御神能。

坐は居給ふなり。

皇大御神能。

大御神は天照大御神をさしまうす。

見霽志坐。四方國者。天能壁立極。

霽志は霽し給ふなり。四方國者は、四方の國はなり。天能壁立極は、天の壁の如くめぐりて極まるなり。

國能退立限。

退立は遠放なり。

青雲能靉靆極。

靉靆は雲の盛に起る貌。

白雲能墜坐。向伏限。

墜坐は降り給ふなり。向伏は、言をうけへて伏すなり。

青海原者。棹柁不。

棹柁は舟なり。

向津媛。

[illegible]

干。船の方もれく通すとり[illegible]把[illegible]古事記に。新羅王の云。不乾船[illegible]

不乾舵檝なく[illegible]

以て。舟艫能至留極。陸より八馬爪至留[illegible]限とりす始し。大海

爾。舟滿都々氣氏。陸[illegible] 自陸往道

者。荷緒結堅氏。諸國より[illegible]

[illegible]之荷向の篋乃荷之緒[illegible]

履佐久彌氏。[illegible] 磐根木根。

也。[illegible]又船[illegible] 踏割

浪上乎五十枌佐具久美[illegible] 馬爪能至

行割[illegible]を略[illegible]のみ。

留限。長道無間久。立都々氣氏。上より[illegible]

[illegible]

荷前[illegible]

遠國者。八十綱打掛氏。引寄如事。遠國者云

狹國者廣久。峻國者平久。

云八。三韓八[illegible]又狹國八[illegible]其國[illegible]

[illegible]八十綱[illegible]

[illegible]

能寄奉波。[illegible]皆此大御神の御依[illegible] 皇大御神

荷前者。[illegible]

万葉に荷向ともしてもよろしきあをの大日〻〻とまるとも大日〻〻とまるとも諸の陵へ奉出し給ふこと

皇大御神能大前爾如横山打積置氏残乎波平開看の誉言也

御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾幸閇

○神代紀の吉かハのお文乱ふこと

もらのかハ学塾の如くこと

幸奉茂御世爾幸閇

もと略辞也万葉もまた

奉故もハ神代紀一書に天五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也宜

爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣とある下

まま高皇産霊尊因勅曰吾則起樹天津神籬於天磐境當為吾孫奉齋

矣汝天兒屋命宜起樹天津神籬於葦原中國而為吾孫奉齋

もらるゝとゝ

御命とも常磐に茂御世乃齋奉事もまた

既〻へ皇吾睦神漏伎神漏彌命登

○事の部に一に復出

宇事物頭根衝拔

○祝詞考上

○縣ハ古事記の成務天皇條に、定賜大國小國之國造、亦定賜國國之堺及大縣小縣之縣主。とあることを日本紀に小國郡縣邑とかかれしに依て、國造のたゞしきをあらはしてしかも紀にかゝる文を又へりうちあしけんども、あらぬことなり。類聚國史の國造の條に、延暦十七年三月詔に、屬國造波朝廷始置諸郡。とありて、あらたにことわりたる。

りふ也。さてしたまでは御孫命の。御自らすめさらぬことなり。

皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久宣。登

○御縣爾坐。皇神等前爾白久。縣ハ後に郡といふよ同じ。故文を古へに依て縣といふ。即ちこの六つの縣と郡の名みな同きさまに記べし。且郡と云ぞ、當後に定しまを云也。さてこの御縣ハ、今よ官田といふをいふ。畿内にて置れ供御の物作る御座とらず物也。

高市。葛木。十市。志貴。山邊。曾布登。御名者白氐。氏神なりの御名ハなおあり。どちらもまでしもその社ある坐すかと御名といひあらせる。式にも六あかし。御縣坐神社とのみ挙られたる。

此六御縣爾生出甘菜辛菜乎。菜のすハ上よい終りを越してもしめて缺るよの多あるべし。此文よハ略きていへるなり。

持參來氐。皇御孫命能長御膳能遠御膳登。聞食故。皇御孫命乃御縣乃宇豆能幣帛乎。稱辭竟奉久宣登

どもを、上代より御莊と定めおかしまでは。推古天皇紀に、蘇我大臣の奉啓、葛城縣ハもとより本居也、其御縣を頒らんと申せしを、朕が御代にしも此縣を失ひつと後の君のみいひなんといふにより聽されれ給ずあり。其後孝德天皇紀に、於倭國六縣被遣使者宜造戸籍并校田畝とありて。○山城の京となりては、内膳職の十所の御園と定め給ふ御園の神、十四座とも奏させど、猶古に依ては大和の六縣ハ附次前

○山口坐皇神等能前爾白久。飛鳥。
雷。（いはしもの）市。
郡。石寸（いはしもの）市。
郡。忍坂（おさか）。城上（はつせ）。長谷。同上。畝火（うねび）。高市（たけち）。耳
郡。
無（なし）。登。市（たち）。御名者白（まをさく）氏。社の在所と御名とするも。
郡。
上つ所に。元山口に坐神といふ。
山神のまゐ谷又ゐ
ふ。

遠山（とほやま）。近山（ちかやま）爾生立留。大木小木乎。遠山（とほやま）。

○真榊を持ちて。

靖國の山也。万葉の歌の實景。
四方はおく〳〵より。捧ありすを。
打切（うちきり）。持参来（もちまゐき）氏。
本末（もとすゑ）乎（を）。波夜（はや）。山神（やまつかみ）。祭（まつり）。中間乎（なかまを）持出来（もちいでき）氏。と有るに。こゝに遠き山と
いひ。又奥山（おくやま）。といへるは。右の
めをみるに。
てをきをりぬ。皇御孫命能瑞能御舎仕奉
氏。天御蔭。日御蔭。堂隠坐氏。四方國
乎。もゝ。四面の略。
方と出ハ。おと。かりめ。安國（やすくに）。登（と）。平久（たひらけく）。知食（しろしめす）。須（す）。賀（が）。
故皇御孫命能。守豆乃幣帛乎。稱辞（たゝへごと）

今吉野郡新田村に在り。都祁山とも云山なるべし。

今葛上郡増村といふに。みくまりといふ所ありとぞ。

竟奉久登宣。

○水分坐皇神等能前爾白久。古事記に。天之水分神。訓分云久麻理と有るに同じ。みくまりと云を後世の訓にはみこもりと云なし。其分ハ。文武天皇紀に。奉馬于吉野水分峯神。祈雨也。万葉に。神左振磐根巳凝敷三芳野之水分山乎見者悲毛。など有る如く。瀧川の分て落る所をいふ。くまりハ配ることにて。水配と云也。然と紙ハ清濁通て紛らはしくぞ。美久万里と云也。且此に坐神なれば。四所ある中につきてあり。式に。山邊郡に都祁水分神社出たり。

吉野。宇陀。都祁。葛木登。御名者白氏。吉野ハ右に見ゆ。宇陀ハ式に出。都祁ハ式に葛上郡にあり。葛木ハ郡にあり。

稱辭竟奉者。所知る御名とすれバ。上にいへるが如し。皇神等能寄

志奉牟。奥津御年乎。八束穂能伊加志穂爾。寄志奉者。皇神等爾。初穂波。頴爾母。汁爾母。𤭖閉高知。𤭖腹滿雙氐。世言ども上にあり。

頴ハ穂。汁ハ酒といふ。既にいへる如し。此にいへるはよしなき事の如く聞ゆれど。みづからに祭る時ぞ。俗におつる所の言の略なるべし。昔ハ此の上つ代よりのことをいふなり。

稱辭竟奉氐。遺波。皇御孫命能。朝御食夕御食能。加牟加比爾。

神頴のうちもとりて。神に奉る。即神に奉りて遺るをも。すめらみことのきこしめす御食料の。かむかひとも申す。加比ハ。稲穂の名なれども。末の

すこともりつかう。上の御年の神等ことす
又ほめへぐ如しで。和稲と
食豊。長も遠も。赤
赤き飯を捧らつ。
下の神賀よ。赤玉能御阿加良
畏坐ちつも。おかしこ
幣帛手稱辭竟奉乎。諸聞食豊宣
ふまとおれ申らに挙し
いつ〳〵姫の文とあつらに
○辭別。ことをらつに
辭別かくらつ。忌部能

肩廻。大多須支取掛
まつらつと。詔へれ
旦忌部の労き仕奉る
奉禮留。幣帛手。持
とを。由つ
矣と。延つれ
○齋部ハ。神事の時。手肩有れ
頸巾と掛こがめし。後世神を
神主祝部等。
事不過捧持奉豊宣

忌部能遠御
丹穂爾聞食故をい。旦つ
紅衣染雖敬著丹穂哉人可知そでいふ
大御顔の赤きをよせて。
皇御孫命能宇豆能
諸聞食豊
久。諸聞食豊宣
忌部氏の
弱上ふ。弱
幣帛を。取すゝめ
伊年の約也。仍て吉へ
持つゝ。
持齋波と。
由つの
の宇美の
禊。禊ぬよそぬ
禊を掛。
神を紳ふ人。
ふけ物そ。
賜氏。御孫命の御食代つ
の忌仕奉まつる。大幣帛
誰敬て

が國ぬの大神へ奉給と。
御詞給ひのまゝなり也。

○春日祭

神名式。大和國添上郡。春日祭神四座。ゑゑゆ。鹿嶋坐武甕槌命。香取坐經津主命。天兒屋命。萬幡姫命。おほすくい傳こゝにあり。四時祭式に。二月。十一月。上申日也。この条ゝ此ほかにも見えたり。續日本紀に。文武天皇二年十一月九日也と。或ふみに云。實録に。慶雲元年十一月。申日也。同十八年二月丙申。春日祭如常とあり。儀式にも。祭ら後しらば。宣ふやうくてもみ祝詞そ。彼貞觀の頃に作るなるべし。文のさまなどいとふるめかしくも聞ゆ。

天皇我大命爾坐祭。

祝部らの祝詞より。ゑゑく御祖皇神ともを。御親に。崇みます又常の宣命ハ。臣民へ下し給ふそ。天皇と。其高祖皇神を。皇親とのたまひ。天皇と。乙女神王ゝ御嗣のすと。ゑゑく。御孫命と。ほぎ給ふ。大祓の祝詞にも。皆天皇と申す。後の祝詞ゝも。皆此例なり。その詞のまゝ。天皇命と。ほぎ給ふ。

恐伎。鹿嶋坐健御賀豆智命。

此建御雷神。經津主神ハ。皇祖神の詔を奉て。ゑ於ひを和し平る。大なる功有大神なるこゝ。古事記。日本紀ゝ見えたり。ゑゑく。かゝれば。文もいとかしこき式ゝ。茨城國。鹿嶋郡。鹿嶋神社。名神大。月次。新嘗。と有て。ゑゑ於ひ給ふあとゝ。人皆思ふ也。此ゆゑに紀ゝは奉べき祝詞ゝまさゝ。文のあしき也。祝部下ゝり。○恐伎。言

八。伊勢の神宮の御すこも。かくれ
ぬよ。香取坐伊波比主
命。式に下総國。香取郡。香取神社。名神大。月次。新嘗。
と。續紀。天神遣經津主神。武甕槌神。
使平定葦原中國。時二神曰。天有惡神。名曰天津甕星。
此神。然後下擬葦原中國。是時齋主神。今在中
雲國。云云。右の齋ゐ祭らん主ぞの主ハ。大人たちの言ぞ。同紀。丹波
道宇志王を。道主王と。出雲國造
りてぞ。仍てぞ。齋主神。号爾之大人と
大人。と有ぞ。經津主神を。号爾之
ゐ齋主と出しとも。らぞ。ひのうしと帰ぶべし。〇右の小
書ぞ。齋主の主ぞとりぶぞ。武甕槌の。祝嶋よ坐すぞ。
まやれぞ。為
教岡坐。天之子八根命。式に。河内
國。河内郡。
平岡神社四座。といひ既見觀七年の紀に出
藤原氏ぞまつ神祖ぞ。必ぞ
也と云ぞ。ふーき
ちぞそぞ。
白。久。廣ハ太とありよ同じさぞ伊勢神宮の外ぞ皆前とのぞ有。
その中ぞ。平野ぞめぞ度前と有ハ。おつ乙ぞを齋ぞ言
ぞハ。当ぞ有べし。齋ぞまぞ
孫氏の坐ぞる。ぞれぞ。
賜比能。任爾。春日能。三笠山能。下津岩根爾。宮柱廣知立。廣と太ハ。ふとにうぞ。ハんうま
ぞ柱ぞ廣ーとぞ言ぞ。神代紀
ここ柱ハ太く。万ぞ。真ぞ柱。
太ぞら。ぞ。ぞいぞ。
高天原爾。千木高知

氏。天乃御蔭日乃御蔭止。定奉氏。定
言こそいはんや今の事あるべくもあらず。かく畏こと多う。
○鹿嶋香取大神。三笠山に宮造して遷―なほ後に神ぞと。神護景雲
二年にあまくしうつし祝そと氏文にもいふめれど。
―又平岡の大神も同じ。先多は然しといふ。
貢流神寶者。御鏡。御横刀。御弓。御楯。
御馬爾。備奉理。馬尓のおそなへ等の事はまきもくべし。雑
いはゐもとゝくもあるべし。古へをかうるもの。乎と
御服波。明多開。照多開。和多
開。荒多開爾。仕奉氏。四方國能。あのおも。
俗なるべし

こゝうちと聞えて。
―のこりはばかりこゝ
皿へはべれのおく書
もまさしき式の名へ。
○雄ハ今ぎおに取ふら。俗
と混ふそのゝ。

獻禮利と有
重―。獻留。御調能。荷前取並氏。青海
原乃物者。波多能廣物。波多能狹物。
奥藻菜。邊藻菜。山野物者。甘菜辛菜
爾至麻氏。御酒者。童上高知。―こゝに上ふ
も知。童腹滿並氏。雜物乎。如横山積置
氏。神主爾。某官。位。姓名乎定氏。獻流。
宇豆乃大幣帛乎。安幣帛乃。

足幣帛奉。是ハ。國號を
奉。平久。安久。聞食者
皇大御神等。稱辭竟奉久。白。又の
ものうも。ものも既ましまさむ也。只皇天御神と申すも。高事記に。坂
こ皇祖神ともいふ。つゞきこゝハ。天皇を
今ゆきとなりこゝ。是まで所と。まこと
式大祓と。皇大神ゝまとゝ勢
仕奉爾依呈。今
廷乎。平久。安久。聞食
齋奉利。常石爾。堅石爾。福門奉利。預

而仕奉流。類こゝ改ル。諸の處々。
家々。王等。卿等。
波叡能如久仕奉利。佐加叡志米賜
豊。伊加志ハ。既ゝみるとゝ。夜久
もいやさかへ。ゝ。木ゞ生栄
りつゝかさ。既ゝ人。志神の孫叡の生栄
むさかえまつるとも。ゆきこゝ。卿百ゝ
ゝムもとゝいゝ事也。あゝいゝ
ゝとも。事ゝ。ゝ。
稱辭竟奉久。

○八乘祓のまとりや。
祓也。よー乘ゝおゝ。
借字也。

八王卿百官
の衆をかぎり。
天皇我朝
廷爾。伊加志夜久
波叡ハ。彌末榮を。ゆき祈ゝまつり
豊。伊加志ハ。既ゝみるとゝ。夜久
もいやさかへ。ゝ。木ゞ生栄
りつゝかさ。既ゝ人。志神の孫叡の生栄むさかえまつるとも。ゆきこゝ。卿百ゝ日の人ゝまつるとも。いやさかへ
ゝムもとゝいゝ事也。あゝいゝ
ゝとも。事ゝ。ゝ。
稱辭竟奉久

○或説ニ嘉祥三年同院太卿公任ニ遷
しなきことなれども
訓郡ニ出る祝ニ乙
太三年ニ奏ニ續日
本後紀ニ見えたり
○嘉祥四年四月改元
仁壽元年となれり

奉ニ大原野ニ救ノ同 大原野ハ平岡の祭かまの祝詞ともかことにつきてことすをめでたか
白ス幣帛ノ祝詞准レ之。
なれのこと○故實ハ既にありて大原野ハ山城乙訓郡にあれど春日
の大神を此の地に遷されしなり。仁明天皇嘉祥三年也とも或ハその
頃文徳實録ニ仁壽元年二月別制ニ大原野祭儀一准ニ梅宮祭一と見ゆ。
其前年嘉祥三年ニ遷されしと今も知らるべし。○四時祭
式ニ春日祭の次ニ大原野神四座祭と挙て神名式にハ式社に挙げ
るも後ニ載せたり。又同乙訓郡ニ乙訓坐火雷神社 名神大月次新嘗
合せたるものを別に挙げたり。大雷ハ即ち建甕槌同神
也とも或人もいへど、なほよく評すべし。

○廣瀬大忌祭。

神名式ニ大和國廣瀬郡廣瀬坐和加宇加乃賣神社とあり。文徳實録
にも既にかく見えたり。且もと大忌神ともいふ。古事記にもこれ
もと大忌といふ名を考ふべし。○此文ニ若宇加賣
命と申しし神を祭る神なれども、それらを考るになほ
いふべき事あり。四月と七月に御使立てられ、その
祭は崇神天皇の御代よりありと、上つ代よりも大
嘗なる祭なり。御使なども見え、紀にハ天
武天皇四年四月より始めて、持統天皇紀にも毎年
四月七月に御使有り。かく日ハ定まりしかど、今の常例の
祭とはなりて後の紀にも皆略きて見えず。そのかはりに
延喜神祇式に、四月四日と見ゆ。
例をおもふに既に今の例の定なるべし。

廣瀬能川合 ハ今もこの所を川合村といふ。廣瀬川
の末と佐保川の流合ふ所なり。川合

○今日龍田祭もあり
すべて相ならぶ祭
なり。

○廣川ハ東より
もと佐保川の末ハ北
より流れ来て

上に今ろ大和川て 今ろまゝ也

是稱えて春耕しと り兄ハ也[?]す 割すれハ[?]されど祝 詞とあり。○上に御名を白くと ておる文御名者白氐 といへる類。次の御田 奈るも有。此古式 どもたからる此ふ 祢ども奈良の朝

もとも何とおる 八古文に[?]し ある[?]も

といへるあとあるし。今も大和川て。大川と那ぎるもあるなり。[?]を廣瀬といへるも。大川系なるしに。よそて[?]のあと以つてせるこそあるなり。

所の比 稱辭竟奉流。皇神能御名乎白給す。

久。御膳持須。若宇加能賣能命登御名者白氐。古事記に。伊邪那美神の御子。和久產巢日神。其子豐宇氣比賣神。まる外宮の度相に坐豐由氣神と有も。この御すめるべし。氣を加ふ。音同じければ。又神代紀一書に。飢時生兒倉稻魂命。すゝ保食神を。軻遇突智命の子とふもあり。如此倚へのさしなる八。古へくはしの一ことの多く也。凡て此神の御功をいふ。御名とするを。共に穀物食の類を知り。をさむるすれ均しうつて皆同じ大神の荒魂和魂なるべし。この事のしるしとえゆめり。

此皇神御前爾。稱辭竟奉 皇御孫命能 宇豆能 幣帛乎

令捧持 氐。王臣等乎 爲使 氐。天武天皇四年 癸未に八。明に甲戌て。當る。遣小紫美濃王。小錦下佐伯連廣足。祠風神于龍田立野。遣小錦中間人連大蓋。大山中曾禰連韓犬。祭大忌神於廣瀬河曲とありてし。持統天皇まちる凡そるび。其紀に八。四月七月御使のす八あまい。使人の名を皆略れて。今此文奈良朝のすとえ也るまが。しなるがし八。廣瀬の王使も。いとるやくまて有つらん。四時祭式に八。大忌祭。風神祭。差王臣五位以上各一人。神祇官六位以下各一人。充使とえたるなり。

稱辭竟奉 久。神主 祝部等。諸聞食 登

宣 のりまつ。古へはみの宣也。使の中臣。神おまて唱えとも。神主らに宣すなり。るゆうして神主に八申きせるむらしなし也。右神主ら称唯すべし

称唯詞云々次の文を唱ふる也。

奉流宇豆乃幣帛者御服明妙照妙和妙荒妙五色物四時祭式に絁一丈八尺絲二約綿五両五色薄絁各一丈五尺倭文三尺云々とあるを。この始めと云ふよりて。五色の物ハ。神寶の五色といふもいふらん。右の五色の絁也。或説に五種の色目也。楯ハ。神代紀一書に大汝貴神の御子あり。供造百八十縫之白楯ぞと天孫に治績時に作奉りかくて崇神天皇の御代に。神社に楯戈を奉てます。始てそも且楯ハ。及して縫一也。故出雲風土記の楯縫郡の條のごとくも。總といへるも。

御酒者飫能開高知。飫能腹滿雙。色。和稲荒稲爾。尓古志稀ハ古米ともいふ。

その手古の手を略き。志を添。荒稲ハ穎なり。穎の穀をすゝり云ふ。手古ハ。女なり。

山爾住物者毛能和支物。鳥也。毛能荒支物也。大野能原爾生物者甘菜辛菜青海原爾住物者鰭能廣物奥津藻菜邊津藻菜爾至万。置足氐。奉久須。皇神前爾白賜

○此田ハ五(?)宮閑食須。五穀の手始よとあり。

○高々代の刀ハ戸も神(?)田も伯也。代ハ田をいふ。其一宗神天皇紀よ祭田地とあるより(?)

部宣。神主等如此奉宇豆乃幣帛乎。
登称唯。
安幣帛能。足幣帛登。皇神御心。平久
安久聞食氐。皇御孫命能。長御膳能
遠御膳登。赤丹能穗爾。聞食牟。○五穀
○物つらハ五穀物といふものなるから是のことなりけり。又寄奉礼と訓
りふるもおちしらぬもぞこの云ときまりけり。○又おそふ
よ。右よ五穀物ちふ三字ハ前へ次の皇神能御刀代の
六字ハ衍字なり。下於ける田の事の言をむつの除くべし。
御刀代乎始氐。親王等王臣等。親王云云。
封戸の田地をいふ。○親王を親王二字ハ此下と大君といふべし(?)

りて
○或ハ此ほどしるしハ大寶令の頃よりもさきの事也。此祝詞ハ慶雲以来和銅の初頃の文なり
らとよ云ふなりおもへるを知。
不と知しむるに給し。
万葉にも御民吾生有験天地之栄時尓相楽念者とあり。
ともいふべくハ民のおのれ勢ひとも見ゆるなり。
天下公民能。取作奧都御歳者。
手肱爾。水沫畫垂。向股爾。泥畫寄氐。
取將作奧都御歳乎。奧つとも言ハまてふ古言なり。
ふミてよにぞよりねてまをらく。
○八束穗ハ次下に改むらる八束穗ハ
しもなく一川なくて女ハ。
八束穗爾。皇神能。成幸賜
者。初穗者。汁爾母。穎爾母。千稲。八千稲爾。
穂ホなるの言。今のおもうべきなり。
今本に八十稲とあるは誤なるハかれど千とよる九かゝる言ハ。千代に八
千代に。五百代に千代と云ど。下に於ける言を取りいふべきものも上の千

稲五百稲とあるをおぼつかなし。まこ千といひて。引居氏。十とりつゞけ。すべき也。もし八書ゝのあやまりそ。引連ね生也。○神龍の八千稲を酒ともかし。或八類か。うゝも或ゝ書ゝゝもまるとかゝまゝ八文し。如横山打積置氏。秋祭爾奉。年今四月の条ゝ七月の条ゝうゝの言を換べし。皇神前爾登宣。祝部等。諸聞食登宣とあるこそ。こゝもさべきよ。義ゝこゝもや。こゝもりつれく。式文ゝ八せよれ。術もいとおほし。倭國能六御縣乃山口爾坐皇神等前爾六の御縣八。既ゝ出。山口の神社。明ゝ出。

命能宇豆乃幣帛を明妙照妙和妙荒妙五色物。上ゝ出。楯戈爾至万氏。奉。を八ゝ御馬八。ゝ出。如此奉者。皇神等乃敷坐須山々ゝ自口狭久那多利爾下賜水平。久那加もれむ。逆事を延て。ゆく〳〵かゝるをといふ佐久奈太理。落多支。と云るに。大祓の祝詞。高山之末の約

甘水登受而。今の大忌祭の義解に。欲令山谷水變成甘水。浸潤菌稼得其全捻故有此祭。といへるを以て考ふるに。皇祖の言とも。あるべきをうつせるなり。○受而も。田ノ

幸波賜者。初穗者。汁爾母顯母。毛乃閇

高知。毛乃腹満雙氏。如横山打積置

氏奉牟。王臣等百官人等。御使の人ハ。上よいへるごとくにうんと

會式裏書に。季節。謂百官主典以上稱之。又稱召使。

刀祢。同節に。刀祢召使。節會に。大夫等に御酒給へと仰て。又重陽裏書に。六節に大

夫。祢刀祢小節に。六位。侍從稱也。儀式に。その節會にうたふ。かくてその節會にうたふ。仍ハ異ル。もとゞ。先ハ官職あるひとゞきの。ものしるよりうたふ。或説に。六位。半とらてをいふ。おゝ。こうぞきそ。里長をもいふ。刀祢といふ。ハ。度拠遺集に。神祇部の端詞。今普通に。

稱男女爾至万呂。

ねぎしいへる。仍て舍人と出。主殿をとのもりといふ。ごとく。宣名にて。かりいふ。ハ。百へ。淩こゝろしへる。天皇の御體をもこゝろしへる。

仁徳天皇紀に。近習舍人と。

人ともに。ハ。公の字。

の世のそれ。物ともに。公に仕奉るものあるごとの。ハ。ずべりいふ。

里長防令などをも。刀祢といへるに。ハ。防令にも。

里長をいへるごとく。この男女。百姓をすべていふ。

今年。某月某日。諸參出來氏。某月某日とも。

古月とかくこと。天武天皇紀に。ハ。始しへて。日のこゝ百へ。ハ。定のごとうりしも。ハ。ぞ。ぞ。弓日の定をもうれて。幣某月某日とハ出しゝ。

里長とも又西京の刀
称なども云へるなり
防令にも見えたり

かゝる例ハ式文かくまゝにハ日數をも載べし。定められたるなり。式の時よりさきのことなれバ記さゞるなり。

○皇神前（スベカミノミマヘ）

式内の（アマニ）すべ（ヨリ）ぎ出。朝日乃豊榮登爾（ウシノワナヨシキアガリトニ）稱辭竟奉（タヽヘコトヲヘツラク）久。

○宇（ウシ）事物頭（モノノワナヨ）根築拔（ツキアキ）弖（テ）。

神主（カミヌシ）祝部（ハフリラ）等（モロ）諸聞食（キコシメセ）止宣（トノル）神主等ハ。祈年祭ニあつる。高市。葛木。十市。志貴。山邊。曾布。六郡也。かゝれバ。山口ニ坐神と申ハ。高市。飛鳥。十市。石城上。忍坂同。長谷。又高市。耳梨なる。もし同式ニあらバ。なぞて祈ねぎ申せバ。同じきも。御縣の社と。山口社ハ。谷ごとに也。又四時祭式ニ。おの大忌祭。合祭ともいふ。此御縣六座ハ。右ニ式ニあつる。曾布までの六也。山口ハ。四座也。此中初年祭の說詞ニもれ外ニハ加つらず。

○今法隆寺ニ。乳母ニ。

○龍田風神祭

神名式ニ。大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座。並名神大月次新嘗。龍田比古龍田比賣神社二座。と見えたるハ。則龍田山の東西の麓。立野ニあるのみづうき社ニ。其立野ニあるのみづうき社ニ。其也。比古神比女神也。その大社の東ニ向ふ。大なる社二つ。

○龍田（タツタ）

爾（ニ）稱辭竟奉（タヽヘコトヲヘツラヒタテマツル）皇神（スベカミ）乃前（ノマヘ）ニ白（マヲス）久。

…の活降ここそ…
…ものこと…本のごと二
…市町なり…有ま…
…ここを…社
…こしや行て祓もし
…虞…
…降…
…もて二十町ばかり…
…うけひこりよ…
…うかりここそ…黍穀…
…春三參と五穀…
…の穀…天下乃公民…作物草乃庁葉…
…爾至万大祓の詞と…
…氏と有るその義を以也…
…流つのはの皆傷…不成…

志貴嶋爾。崇神天皇の大和國。磯城瑞籬宮より。大八島國知志。
日本を總て。大八島と皇御孫命遠御膳乃。
長御膳止。赤丹乃穂爾聞食須。五穀
物始氏。古事記に。大宜津比賣神死すて。於二頭一生二蚕一。於二眼一生二粟一。於二陰一生二大豆一。云々。五つ
耳生二稲種一。於二鼻一生二小豆一。
の穀天下乃公民作物草乃庁葉
爾至万大祓の詞と。古事記に。大宜津比賣神死すて。於二頭一生二蚕一。於二眼一生二粟一。於二陰一生二大豆一。云々。五つ
氏と有るその義を以也。
流つのはの皆傷…不成…

音八通へど式文に似ず。仍て…のまゝとす。

○万葉巻六、…年…戒
…戒…野ゟ。
宇良敝可多也伎麻
左氏ゟも乃良奴伎
美我名宇良ゟ他ゟ
衆里こゝ有骨拔焼
てまゐ…古事記
…内拔天香山之鳥
…之有。改而…天香山

真泥久傷故爾
…久と…。○崇神天皇の御代よ
…ハ。民の疾病多く…
…も。紀よ。天神地神共享而風雨順時。百穀用成。ふ…
…もあらず。その上。上つ代の…
…ゐ使よりこゝへ…
…ゐと。式祝詞の…
…乃。百能物知人等
卜事爾出年。神乃御心者此神止
白負賜支。百ハ。多く…のすを…
…て卜よりて…
…有賀を焼すも。卜も…ハ…
…ゐ…

之波引迎而令占麻加
那波祢而と有と令
ここに且武忍雲し
いふものゝ本故
ふよしとする也
又万葉右の下二能
良奴伊毛ゝ戒名可多
ホ例ニ年可母と
へるも齊ゝ焼ふる
形といへり

肩抜而ゝあるとをもふ此乎物知人等
はゝ波祢と有と令
乃。ウラゴト乎以
卜事氏。ま
卜止出留神乃御心
母モ無止白止。キコシメシテ氏。もゝ二つ有。一つを万葉に看
聞看
てきみ〳〵めすとおほせ。書とおほせ。一つは。めすとそ有ゆゑ
をもてよめそう。すべもよ。すとこゝ
ハそのまゝにてもあれ。ス
ハ。聞食とおべうとなり。白
天社國社止。ワスレテニトナ
忘事無久。遺事無久。ちそ
のこゝろ
ふよも訓べくもあれと。万葉き
稱辭竟奉止。思志

行乎。古事記雄畧條
誰神曽。古事記雄畧條。曽ハ。ソレヅノカミ
民乃。ツクリトツクルモノ
作作物乎。
不成傷神等波。我御
心曽。リトシタマヒツレ
悟奉禮止。宇氣比賜支。宇氣比ハ誓をいふ。祈
ともいふ。
是以皇御孫命大御夢爾。悟奉久。
夢をハ古へゝ。いめといふ。万葉に伊米とかゝり。假字ハあ
ともよめり。今京おかし。誤ゝゆめとよめるハ。
乃公民乃。ツクリトツクルモノ
作作物乎。惡風。アラキカゼ。水爾。ミヅニ
相

都不成傷波。我御名者。天乃御柱乃
命國乃御柱乃命止。御名者悟奉氏。
神代紀ニ。生日神云云。授以天上之事。故以天柱挙於天上也。ヤノモト
即伊邪那岐命ノ御息ニテ。風神ニ坐ス。ヨリテ
御柱神ト云。又同一書ニ。伊邪諾尊曰。我所生之國。唯有朝霧而薫滿之
或乃吹発之氣為神号曰級長戸邊命。亦曰級長津彦命。是風神也。ト云
八万葉ニ。龍田彦勤此花乎風尓莫落。ト次ノ歌ニ風莫吹登手越而
名負有社尓風祭為奈ト。コノ歌ニヨリテ
吾前爾奉年幣帛者
共與相作成同記の雄略天皇御服者明妙照妙和
妙荒妙五色。イロく
物櫃戈御馬鞍
具色。イロく品々乃
幣帛備氏。神代紀ニハ。品ヲヤイ
ト訓ス。コノ
品も志めとよさ
てハ。かゝるそ。吾
宮者。朝日乃日向處紀ニ。是國
ノ。立野ハ龍田山ノ東ノ
ふもとの。日向也。ゆゑに。日出方。故号其國曰日向也。ト云リ。
ゆくりもなく御坐ん也。直向ヒ日向処ト云リ。ト云リ。
野乃小野爾。吾宮者定奉氏。吾前
斯なれそ。日向処ト云リ。ト云リ。
い往ニ。ま玉もてり。ゆゑ。
ゆくりもなく。
山のあゝ隠れんとすれば。こゝろなくぬし。
文の為とりもの。〇かくて
龍田立
野乃小野爾。吾宮者定奉氏。吾前
斯。

稱辭竟奉者。天下乃公民乃。作作物者。五穀乎始。草乃汁葉爾至。万民。幸閇奉牟。悟奉支。是以皇神乃辭教悟奉處爾。宮柱定奉民。此乃皇神能前爾。稱辭竟奉止。皇御孫命乃。宇豆幣乃幣帛乎。令捧持民。王。臣等乎。為使。稱辭竟奉。久皇神乃前爾。白賜事乎。神主祝部等諸聞食。宣と称へ事初めの

章の

奉宇豆乃幣帛者。比古神爾。古事記に。生[illegible]神名志那都彦神。亦名志那都比古神。又天御柱國御柱乃二神。龍田彦龍田比賣二神を。祭名式に奉。今も別社に奇まつれり。和魂荒魂のこと。又一神も。二名おはすこと。古記に見えたり。荒魂は祭祀の外無く。和魂は祭祀ともあり。右は祝詞

ハおはん ミソハ。ざ〳〵や。御服。明妙照妙和妙荒妙五色
能物 楯戈 御馬爾。御鞍具氏。品々
幣帛 献 比賣神爾。御服備
を 白て。御服 コヲホ 備しなり。金能麻笥
ないい 金揣。大神宮式ニ。金銅多介利二基。高各一尺一寸六分。是を
六分かる枝をそへて。長各九寸 六分。手長各五寸 八分。万葉にも
とめらる。鹿背之山 ゝゝ 縫麻 ヌサ しりへ。

物と。下ニ〳〵。それよ高一尺一寸
金揣 今も神宮式ニ。金銅多介利二基。高各一尺一寸六分。是を
六分かる枝をそへて。長各九寸 六分。手長各五寸 八分。万葉にも
とめらる。鹿背之山 ゝゝ 縫麻 ヌサ しりへ。

六分かる ハゞ。今 ハ 参車 ゝ 糸を 髪へ 巻 風をかるゝ
いひ。走 せ 糸をかる ハ 髪の糸を引 ゝ ゝ
とらも。走 ゝ それ 髪の糸を引 ゝ ゝ
笥 ハ 〔図〕 かく〳〵のめし。ごいをき世る。女よりも
もし物の中 ゝ 色。ゝ ゝ 明 妙照
妙和妙荒妙五色 能物 この十二ま 年。こゝ
也。上よは衣備とりて。 者ハ誤 ゝ ゝ ゝ
文方。 ゝ もし物也が それ
トまとの ゝ 色 ゝ ゝ 且 ゝ
うミ 伝調度とでる ゝ 他皆 献 の 如 ゝ
御馬 爾。御鞍具氏。 ゝ ゝ
雑幣帛奉 氏。御酒

者。毳能閇高知。毳能腹滿雙氏。和稲。荒稲爾。和稲ハ米トなるをいふ。荒稲ハ穂ばかりにて籾ある〻をいふ。山爾住物者。毛能和物。毛能荒物。大野原爾生物。者。甘菜。幸菜。青海原爾住物。者。贄能廣物。贄能狹物。奥都藻菜。邊都藻菜。豆乃幣帛乎。安幣帛能。足幣帛止。皇神能前爾。天下能公民能。作作物乎。惡風。荒水爾不相賜。神能前爾。平介閇食。天下能公民能。作作物乎。惡風。荒水爾不相賜。皇神乃成幸閇賜者。初穗者。毳能閇高知。毳腹滿雙氏。汁爾穎爾。八百稲千稲爾。引居置氏。秋祭爾奉。幸止。王卿等。百官。能人等。

○百官ノ人等ト。能ノ辭ある〻ハ。其官ノ中ノ上ト。式ノ使ト。王臣五位以上ト。式ノ在ハ。中位五位ノすて三位ノ卿とちー。ハなし。去進しぬし。式上文ともに他ともに。皆臣としてなるかと。

倭國六縣能刀禰男女爾至亦、云同日乃朝、

廣瀬龍田の御使を、おのおの……二社へ……六縣の人々もまゐて二社へ參ることなるべし。今年四月

七月者。云。諸參集氐皇神能前爾宇

今年七月。

事物頸根築拔氐、今日能朝日能豐

榮登爾、稱辭竟奉流皇御孫命能宇

豆乃幣帛乎、神主祝部等被賜氐、惰

事無。古言に……かくいへり。奉登宣命乎、諸

聞食止宣

大命と有べし。……大の字落たるなり。

天平寶字元年正月紀に、天皇移御田村宮、爲改修大宮也。この下にも乙丑天平宝字元年四月、大炊王を皇太子と立まふ時の紀文に先是大納言仲麻呂招大炊王居於田村第と見え、同紀に八仲麻呂が家をいふ。同宝龜六年三月の紀に置酒田村舊宮、群臣奉觴上壽、賜禄有差と云。日本紀四年六月の紀に、吉田宿祢高主等先

○平野祭。

神名式に、山城國葛野郡、平野坐神社四座、並名神大、月次新嘗と見え、とあり、式四座の一は今木、二は久度、三は古開、四は比賣神にて、おはすれども、即祝詞に見えさるはその社の始めの事は、……います大炊王とするに、奈良の田村におはしまると、天平寶字元年四月、皇太子に立玉ひしを、其田村におはしませ、今木大神を御親として……崇めせしを度々桓武天皇平安城へ遷しまさして崇めさせて奉るべし、……度古開の二社も、田村におはせしか、異なりとせども……

祖のよりおこりて。その子孫
家業を良宗田村里にも
あり。
源氏ハ桓武天皇皇子
徳公を始ハ皇子に弘
仁五年に此氏姓を賜
ひて次々多し。又も
とも光延暦六年に同
天皇の皇子よりこれ
長岡廣根と
いふ氏を賜ハ。又平氏も
同天皇の皇子葛原
親王の子高望王ハ頭従四
位下高棟王に天長二
年に賜ふ右の諸氏
氏神と稱しまつるも
の大江氏ハ本土師宿祢
にて天穂日命の裔
也。光仁天皇の御時
よ土師を改て
大枝となせるがかくて
其大枝を貞觀の
御時中ころ大江の字
とせり。
○和氏ハ姓氏録諸蕃
の中にありて。これと
同じく倭氏とも書ハ推
根津彦をもておや
とせり。
○高階眞人ハ天武天
皇皇子高市皇子尊
よりおこれり。姓氏録に云
ひ。光仁天皇の御父志
貴親王も同じ皇子
なれバなりけり。

同じ九遷し来給ふへきにハあらじ。然れバ。延暦元年十二月の紀に。田村後宮今木大神叙従四位上。と有を。いまだ平野へ遷し奉らぬ時也。類聚三代格に。正一位平野社地云云。右社預従五位下卜部平麻呂解状偁。謹検旧記。延暦年中立件社之日。點定四至。奏聞既訖云云。と有に延暦より移しまつりしハ見えたれど。其年月ハ定かならず。（此格ハ貞觀格也。貞觀元年。平野今）木神従一位と有て。さる〇神位を。延暦元年に今木ハ。従四位上と同紀に見えたり。承和三年。平野の今木ハ。正四位上。久度古開二神従五位上。（未ハ従五位下なりき。）おほくも進めたまひて。貞觀元年に今木ハ。従一位。久度古開ハ。従三位。比賣神ハ。従四位下。同年の末に今木ハ。正一位。次々皆進階有て。後々平野ハ然て正一位を申されしなるべし。〇祭式ハ太政官式に。平野祭。四月十一月上申。参議以上赴集。或皇太子親進奉幣。（其事見儀式）又同式に。平野祭ハ。桓武天皇後王。改姓爲臣者。亦同。及大枝氏。和氏。并預見参す。の祭式ハ貞觀儀式にも出し。披見べし。かくて光仁天皇の御嗣にて。桓武天皇の御後。諸王諸臣まで皆氏の神と稱しまつりしハ。上よりなりけるが如し。大江和氏等の見参に預るよりていふならば。斯らバ延暦八年紀に。皇大后。（今上御母公也）姓和氏。贈正一位乙繼之女也。母贈従一位大枝朝臣眞妹。后先出自百濟武寧王之子純陁太子と見え。光仁天皇の后でおハせし。后も此氏神の如くしまつり給ふ故に。又その大江和氏の本居の神まにや有けむ。右の式に。及大江氏云云と有も。其氏も預しめたまひしと見えたり。

式祭ハ貞觀に始められしと。或説に出し。ハ疑有ずらむ。貞觀紀に。元年十一月九日。平野。春日祭。如常。と有て。その次に梅宮。大原野なども。如常とあて。此上にハ。必て平野祭のごとく見えたれバ。天安二年四月に始られしを。その年の紀に載せ。（天安二六月貞觀と改。）然らバ同年四月に始りしく。同十一月にも如

て雄略天皇紀に新漢陶部。明天皇紀に今来才伎。天皇紀に今城などまじへ書れど本ハ異國人の新に来しを住せしめしを云ば今来とも書ど実ハ其所に今来と云るも所ハ異なれど今来のかくへしと云

常といふハいにしへおぼえしの條し。西宮抄ニ四月四日廣瀬龍田祭犢鼻務れ其の裏書ニ貞観元年四月四日同祭當平野祭云云と有ば云。この外似るもしるしたれバ猶かく前に似しや考ふべし。

○或人の言ニ今木ハ日本武尊神。源氏久度ハ仲哀天皇神。平氏古開ハ仁徳天皇。高階氏神相殿比賣神ハ天照大神。大江氏神といひ傳るハその社の傳へしにて大江氏の出るにも和氏の人も出べきことなくいはでも此氏どりに云ふべからず。○万葉九ニ宇治若郎子宮所歌とて今木の嶺とよめるハ彼野郡の宮（皇の宮）應神天皇の御時此皇子ゑ住てありつるとぞ。さて今木ハ紀に新漢と書て高市郡なるを後に奈良へ遷奉れる也。ぬれバ宇治若郎にあへし日本武尊と申されバまたあらんや。

天皇我御命爾坐（スメラ ガ オホミコト ニ マス）すなはち此言ハ臣民にかくしまうして大御言を體にも崇られる皇神へ告まをし給ひしめてす春日祭にて云る如し。されば今此京に遷し奉し給ひし如く。田村後宮今木大神とあれども式今木ハ奈良より今木をうつされ給ひしを日本紀に見えたる平野の今来にあらずば光仁天皇次に桓武天皇も今木此社を崇しぬべき事をはじめ給ひしなりけり。

今木與利仕奉來流（イマキ ヨリ ツカヘマツリ キタレル）。既に挙し。

皇大御神能廣前爾白給久（スベ オホ ミ カミ ノ ヒロマヘ ニ マヲシタマハク）皇大神とハ皇祖神と天皇をもまうしたる也。彼は日本武尊。若郎子命なども。又仲哀天皇云云までは誰をといへるなれど実はそれぞ有べき。はるかにハいはぬもしるべきぞや。

乃任爾此所能底津石根爾宮柱廣敷立（ノ マニマニ コ コ ノ ソコツイハネ ニ ミヤバシラ ヒロ シキタテ）柱に廣とハ上に云る如し。よいへる也。何れもなし。

高天原爾千木（タカマノハラ ニ チギ）

高知氏（タカシリテ）　天能御蔭（アメノミカゲ）　日能御蔭（ヒノミカゲ）　登定奉（トサダメマツリ）

氏（テ）。御蔭（ミカゲ）とてそ隠坐（カクリマス）とりて古言（フルコト）ハいはまし。暗（クラ）くいそぐ〳〵ハ言（イハ）ぬ事（コト）をや。

神主（カムヌシ）部（ベ）　神祇（カムツカサ）官（ツカサ）　某（ソレガシ）　姓名（カバネナ）　乎定（ヲサタメラ）氏（テ）

はいかに神祇（カムツカサ）

〔若し三代格・十七年四月廿日太政官符・延喜式・神祇官の頭・大史・正八位下・中臣・連麻呂（ムラジマロ）・などいふ姓名（カバネナ）の上（ウヘ）の宣（ノリ）ふ詞（コト）ありて、又江家次第（ゴウケシダイ）・践祚（センソ）の条（クダリ）・主鈴（シュレイ）・叙詞（ジョシ）・などに、某（ソレガシ）姓名（カバネナ）乎（ヲ）授（サヅク）・非給官（ヒキカンヲタマフ）・などいふ詞（コト）ありて、其（ソ）の上部（カミツベ）の伴（トモ）・也（ナリ）・部（ベ）・などの称（ナ）ハ、其（ソ）の職（ツカサ）に随（シタガ）ふべし。主典（サクワン）以上（イジョウ）ハ、位（クラヰ）の名（ナ）を称（ナ）ふべし。又神事（カムワザ）ハ、すべて他司（タシ）より中臣氏（ナカトミウヂ）をも用（モチヰ）るなり。官位（クラヰ）あれバ、神祇官（カムツカサ）ハ、其（ソ）の官位（クラヰ）を称（ナ）ふべし。主鈴（シュレイ）・主殿（トノモリ）・叙詞（ジョシ）式（シキ）・践祚（センソ）式（シキ）・などに、官位（クラヰ）なくバ、神祇官（カムツカサ）ハ、其（ソ）の職（ツカサ）を称（ナ）ふべし。主典（サクワン）以上（イジョウ）ハ、位（クラヰ）の名（ナ）を称（ナ）ふべし。又神事（カムワザ）ハ、すべて他司（タシ）より中臣氏（ナカトミウヂ）をも用（モチヰ）るなり。官位（クラヰ）あれバ、神祇官（カムツカサ）ハ、其（ソ）の職（ツカサ）を称（ナ）ふべし。主典（サクワン）以上（イジョウ）ハ、位（クラヰ）の名（ナ）を称（ナ）ふべし。〕

進流（マヰラスル）　神財（カムタカラ）　波（ハ）　御弓（ミユミ）　太刀（タチ）　御鏡（ミカガミ）　鈴（スズ）　衣（キヌ）

笠（カサ）　御馬（ミウマ）乎（ヲ）　引（ヒキ）　並（ナラベ）氏（テ）、衣笠（キヌガサ）ハ蓋（キヌガサ）也。その事（コト）ハ儀制令（ギセイレイ）・延喜式（エンギシキ）などに見（ミ）えたり。きぬの色（イロ）ハ、右（ミギ）の文（フミ）に依（ヨ）ハ伊勢大御神宮（イセノオホミカミノミヤ）〔笠（カサ）の事（コト）ハ、伊勢大御神宮（イセノオホミカミノミヤ）の御蓋（ミカサ）も紫（ムラサキ）なるべし。式（シキ）にも見（ミ）えたり。〕

天皇（スメラミコト）の御蓋（ミカサ）も紫（ムラサキ）なるべし。式（シキ）にも見（ミ）えたり。

照（テル）　多（タ）　閇（ヘ）。今本（イマノホン）、照多閇（テルタヘ）の三字（ミモジ）脱（オチ）たるを補（オギナ）ふ。

和（ニギ）　多（タ）　閇（ヘ）　荒（アラ）　多（タ）　閇（ヘ）

備奉（ソナヘマツリ）　利（ヨ）　爾（ニ）。

明（アカル）　多（タ）　閇（ヘ）。

方國（モノクニ）　能（ノ）　進（タテマツル）　禮（ヰヤ）　流（ル）。

御調（ミツギ）　能（ノ）　荷（ニ）

前（サキ）　乎（ヲ）　取並（トリナラベ）　氏（テ）。

春日（カスガ）　祭（マツリ）　よ（ヨ）　三笠（ミカサ）　へ（ヘ）　行（ユク）　いと（イト）　詳（ツマビラカ）なり。

御酒（ミキ）　波（ハ）。

醜戸（シコノハタ）　高知（タカシリ）　氏（テ）。

醜腹（シコハラ）　滿並（ミテナラベ）　氏（テ）。

戸（ヘ）ハ借字（カリジ）なり。

山野（ヤマヌ）　能（ノ）　物（モノ）　波（ハ）　甘（ウマ）　上（カミ）　れをかし。

菜（ナ）。辛菜（カラナ）　青海原（アヲウナバラ）　乃（ノ）　物（モノ）　波（ハ）。

波多（ハタ）　能（ノ）　狭物（サモノ）　奥津（オキツ）　毛（モ）　波（ハ）。

邊津（ヘツ）　毛（モ）　波（ハ）　爾（ニ）

○下此部東神詞に亂所違と首ハ訓も字も宜し。伊勢神嘗祭ゐ置足成と有ハよろし。のゝしを略てさとしも、出しからば違也。あれど字ハおもたし。あれど思行をちる例もあらそれぞ見ゆし。君を吟要へ云てゐる成ハ足成のまゝ違ゐ。しゝや次下るもあれど頗佐てをゝひし。ものゝ為にゐるあらんば。なりふんと於いふべし。

至麻氐。雜物乎。如横山置高成氐。足して出ハ常也。
ち成とりすそ。例も見えぬ言も略く。
獻流宇豆乃大幣
まで迄てすゐ。こゝし文字於誤るべし。
帛乎。平久。聞食氐。天皇我御世乎。堅
磐爾。常磐爾。齋奉利。伊賀志御世爾。
幸同奉氐。萬世爾。御坐令在米給登。
今御坐給とゝの。今御在給とゝ有べきを、字を略けるなるし。
稱辭竟奉久登申。又申
久參氐仕奉流。親王等。王等。臣等。百

○正し乃ハ假字の字音と見ゆる。天朝紀も日本紀とて知るべし。尼そ乏寛平於續出し。新撰字鏡よも。和名抄にも延の如来よ江のまゝあーそ。今此京にて書き分かれさまざまに誤りたり。此祝詞ハ延の文ままくべし。江と見ゆ。

官人等乎。夜守日守爾。守給氐。天皇
我朝廷爾。伊夜高爾。伊夜廣爾。
我ハ例も了補也。
王臣の官位彌益よなく氐族も弥廣く。元正天皇紀の詔に。天下乃政乎。彌高尓彌廣尓とも有ハ。天皇の御稜威の弥貴く御食國弥弘うしていはゞの異なり。
伊賀志夜具波延乃如久立
榮之米。令仕奉給登。
やくはえハ。彌木生なる事。既に云り。今本ハ江ゝあり。江と延をと
稱辭竟奉久登申
申ハ上へ申ゝし。なれど皇神と崇き語するとも見えれバなりらんか。
て。天皇此詔よのりたまふべくもあらずとも始よる此文に依てある
すや。既にいへる如く。甚日ホと云の祝詞を始と臣民に宣ても詔

乃さ海こ有て来こ申とあるこそ。今は平野へ近き海辺なれば。卸栗神をこゝに。申とそ。語をとゝのへて。いさゝかもものこゝろばへ有ことなくいさゝかあやまちてば。いたくあやまちてば。いさゝかもものこゝろばへ有ことなくいさゝかあやまちてば。いたくあやまちてば。

○久度古開

大和ノ久度神社ハ。神名式ニ。平群郡ニ出。今も同郡。龍田の立野ノ辺ニ。久度村も二里あまりの間ニ。社をゝき所の。大和川のほとり。久度村も二里あまりの間ニ。社をゝき所の。大和川のほとりニ。久度神社ハ。神名式ニ。平群郡ニ出。今も同郡。龍田の立野ノ辺ニ。

神と齋ひ社をゝこの皇神をとゝおひいひ。古開ハ。いつくまや。古くより今も。考つべきよしもなし。文徳実録ニもとゝろ。

紀ニも。久度古開とつゞく事て。神位もゝきハ。同じ事なるを。齋ひまつるハ生ひ。こゝろ。ゆゑ。ハ。

紀よ。江家次第抄まてゝ。古開と。ハなをつゞく事さに。

も開と出。且訓ハ。あきらけきと。考つべきよしもなし。又古開の二所の宮ニ。異訓あるハ。いかゝ。考ゆべき。

天皇我御命爾坐衆。この三柱。久度古開二所乃宮爾之仕奉来流。

布留。皇御神能。今朱ニも。皇祖御神と。ゝこゝろも大と云ハ。

縁ニ。今木大神。久度古関神と。ゝこゝろも。神位の卑かりしゆゑ。ゝこゝろ。

ゝ。○皇神と崇るハ。上ニ。廣前爾白給。久。皇御神能。乞比給。万比任爾。此所能底

○祓詞考上

○裏

ツイハネ津石根爾ミヤハシラヒロシキタテ宮柱廣敷立高天ノ原爾チギタカシリテ千木高知氏アメノ定奉サダメマツリテ氏ノ子等ヲ絵ハ其カムヌシ上ノ今木ノ文ト全同ジ。

○六月月次祭ミナヅキツキノマツリ十二月准之。

山時弐式ニ月次祭。六月。十二月ノ十日トアルハ。神祇令。月次祭義解ニ。於神祇官與新年祭同祭。如庶人宅神祭也。ト

○祈年祭トシゴヒノマツリ

出又大寶元年七月乙卯郡ノ公雷神。實大幣月次幣例ト紀ルヲ見レバ。其旅ハ。トキヘリノ。ヲ或ハ。弘仁年中ニ。ハジメテ加ヘラレシ。何ニヤ。

○祝詞考上

ウツナリノ公ヘ集侍神ノ主祝部等諸聞食ト宣。

タカテノ高天原ニ爾。神留ミノ坐皇睦神漏伎神漏ミノ命以天社國社ト稱辞竟奉皇神タナ等能前ニ爾白久。今年六月月次幣帛

129
3
91

波。十一二月者。
十一二月。月次幣一帛。明妙照妙和妙荒妙爾。備奉御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉朝日能豐榮登爾。皇久宣。

右。御年皇神等能前。白云。

此文の次。座摩乃御巫ーて。御門生嶋。御縣。山口。水分。辭別。忌部云云。捧持奉。豎宣といふ。

祝詞考上卷終

東京圖書館
和書門 神合類 二九一函 六二架 六三ノ三號 三冊
129
3
91

○大殿祭（おほとのまつり）

宮内省式。神今食。新嘗二祭。明日平旦。大殿祭。此二祭。
負氏供奉。祭前者。不レ奏レ問。無レ駈レ鈴。
諸忌部等至二踐祚門一。令大舎人。呼二門中一。
忌部。東面。南方。
日花門一入。
右神今食明日平旦。三代実録。講書。神今食。月次祭
也。○この下々の式。
い侍る。神祇官四人。
神部四人。卜之。中臣忌部。官人。宮主。宅生。神部等。著二木綿一。
分前行。御巫。別案後至二踐祚門外一。置二安床一。

毎へく付る字なり
る人も出る事を言
人あどきといへるが
どりよ八隆世にいふと
矣ひとはかむざくも
りやきらば四時祭式に
祈年祭に御即此
[illegible]
御饌食の[illegible]
すゐるを知るべし。
且つの[illegible]本書
此年六月紀。又類聚國
史にも同月日に見ゆ。
[illegible]の文。[illegible]
[illegible]
りへるを指して前
紀に[illegible]しるし
○古儀式に見ゆ。承
明門は南殿の正面の
門にて外重の建礼
内門といふ也。
○仁寿殿は紫宸殿
の北の殿也。延喜
式に八御殿のうち
と見えれば仁寿殿
主殿は清涼殿の所
主なる也。故に
まず仁寿殿をあ
げたる也。
○陰明門は紫宸殿の
西の廊の門にて
外の宜秋門に向へり。
[illegible]
[illegible]

呼門如常。闈司奏云。大殿保賀比能事申賜止宮内省官姓名叫門故申。勅曰。令申。闈司傳宣云。姓名乎令申。宮内省進就版奏云。大殿保賀比供奉止神祇官姓名候止申。勅曰。喚之。宮内省称唯退出。喚神祇官。神祇官称唯。中臣忌部官人著木綿鬘。忌部之加木綿襷。立案前。直進行寿殿。御巫等入自宣陽門(中重東の門)候於内裏。随案共入。至殿東簀子敷上。御巫等執筥。中臣忌部御巫等以次入仁寿殿。御巫一人進紫宸殿。散米。忌部執玉懸殿四角。次御巫等散米酒切木綿於殿内四角。退出。中臣候仁寿殿南。忌部向巽。微聲讀祝詞。訖至浴殿懸玉四角。次懸厠殿四角。次懸御厨子所四角。御巫等散米酒如初。自陰明門退出。次宮主引神部(延喜式)忌部至御炊殿懸木綿散米酒如初。内蔵寮賜忌部御巫料(延喜式)侍司令(右は宮内の次[illegible]還至本司。引使部以上就宮内[illegible]の二十字延喜式[illegible])○古語拾遺に。神武天冨命率諸斎部捧持天璽鏡劔奉正殿。并懸瓊玉陳幣物殿祭祝。其祝詞亦在於別巻。次宮門(其祝詞在於別巻)といひて。忌部の天

殿祭中は祝詞ありて神武天皇の御時も神代のまゝなりつきて云ふ
たゞなるべきをも也。いと上つ代より傳はる詔刀言の首
なるをば。すこしの入交る代もしれる所なきにしもあらず。云
ども其文をくはしく考へよ。右の古語拾
遺に。忌部氏の首とする中にも首めるべしなど思ふは忌部の外に
ありし。忌部の一の文にて直に上つ代の文をもそしいつれ
ぞや。をしへさせ云ふ中に上つ代のまことのかりてなれどつ見
給ふしは。藤原宮の頃の辭也。それが中に親王諸王と云し
ともみえ。皇孫を親王と云。二世より王とありしを後きことて云
も。御祖をもとすれば。いと後にて。かゝる所々にもよりし事なる。
さはらへども。この文は大かた非なるを
大概につきてしるしおきつ。

高天原爾神留坐須皇親神魯企神

又今或云は神璽は宝劔を
天馴と有は御印といふ
事様なれば神印の
うしなはるまじきものを
とらふ私にいふへしお
あらず。
○伊邪那伎の命の御頸
に佩られし玉は大御神の
玉納めなるべし
玉緒を絶ハうたひ天詔
ならずして都繕せし
時。彼天照大御神の御
頸璁にまして作
らしをや。物あかれ
みす岐斯玉にまとらふ
ものに

曾美之命以氏。皇御孫之命手。天孫邇々伎命を申せり。天津高御座爾坐氏。坐の上に。今の天津璽乃鏡劔手。もとは八尺勾璁を奉いたれど儀制令には鏡劔とのみ有るゆゑ。神代紀の一書に三種の宝とあるをこともあめれと。これかへりて宝ならずと疑ふ人あれば。わたしかいふ。そもそも古事記に。伊邪那伎命より天照大御神に其御頸珠之玉緒。母由良迩取由良迦志而賜天照大御神而詔曰汝命者所知高天原矣。とこそ神代紀一書に天照大神の。天御孫命によりて国を譲てまつりて返りませる時に。即躬被瑞之八坂瓊而長隠者矣。とありて玉は皇孫に授けたる時。天照大御神の詔まはく。於是副賜遠伎斯八尺勾璁鏡及草那藝劔。云々とも古事記にはまつるも玉を以て彼一書に曲玉鏡劔を三種神寶とはあるれど。何にかしらずや且この勾璁ぞ天孫しめん王なる。歯くしの神寶を。唯國知すべき大名持命にも御頸に。かけまつらせ玉ふなり。國行はせ玉ふ宝は天照大御神の御をと頚そしておきては武璁で御身に着せしはたまひ。今の御はぶりまつりも。鏡劔のみまつれるは大御代の時の劔鏡のはまつりしも。さて祝詞に古事記の如くかの勾璁。二つとぞも奉べき。既に大寶の頃より儀式にあらそはれず。こいはにはふるまで是もはら上へ代々まつるしるしを知る。それも然り。捧持賜天言寿古詞。云許止保企。言寿之詞。如今寿觴之詞。紀に室寿出雲國造の神寿などを云ふ。宣。志のままに。宣久。皇我。皇祖神のみことのり。宇都乃御子皇御孫

○此のこゝろにて訓を改し。万葉にもこれのみ多かどもある也。

之命。神代紀一書に。勅皇孫曰。葦原千五百秋之瑞穂國。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆。當與天壤無窮者矣。とある此文をもて右を訓し。○宇都よりを命までふりがなをもてかくべし。○宇都ハ既に出。

高御座 爾も上よりこそ天より降る御座しませる次下にて葦原の中國を治しめすべきところ也。此のみはしらを[illegible]如此の字を始の字と[illegible]。此乃數座大宮所とあれども下つ國なる[illegible]。

天津日嗣 乎。日嗣ハ日の神の御末を嗣ますを云。後にもいふ。

千秋乃長秋 爾。安國と云にてよくわかる文也。大八洲豊葦

原 乃。葦原なる中つ國を[illegible]言なる[illegible]と万葉に大倭豊秋津[illegible]

○原の下に乃の字を補ふ。

○訓説ハ安國とすれどもよし。古書みな同じ。然ども訓にハ安國とあれども又とぞ云べき。令かれよりて書し。○この詞に女の字を[illegible]。○新撰字鏡に杜を支利久比と訓。

瑞穂之國 乎。みづほの國とは[illegible]山に[illegible]。瑞 安

國 止。平久所知食 止。古語に志呂志女須言寄

奉賜 比。以天津御量 氐。皇祖神諸神を集へ神議

氐。建御雷の神と[illegible]下つ國の大神を和し荒神を拂ひしなり。[illegible]量と[illegible]風土記にも[illegible]。度計議[illegible]。

事問 之。磐根木根乃立 知。是は木根の立ちとある[illegible]。

草能可岐葉 毛。言止 氐。既出。

天降利賜比志。食國天下。皇。古事記。食國謂食養之
ヒ志ささげへおすまを。表順という儀と。
御孫之命乃。御殿乎。今奥山乃大峽
小峽爾立留木乎。峽。山と山との間也。万葉。山
峽に伐木あまた。参考。山のうひとという。もと
齋部能齋斧乎以伐採
部男六人。子等五人。工十人。夫等。職員令。造酒童女同。神祇官條。
神二其斧ヲ云云。延喜式。斎部氏。
記。帰来。この数ども。考の遠つ祖をそ。思邨。その山をもとひて祭
して伐るべき式あるべし。紀。ほこり物なるも。
齋斧乎以伐採
義を採る。山神未詳。
山神爾祭氏。
事のさまをも申す。
中間乎持出
来氏。この才間をもて。
今も遠伝へ人大木を伐てその梢と折て。切口を
のがらうつしこと作りぬ。いはゆる。
りつまつる。他。
齋鉏乎以齋柱乎立氏。
姓氏録。大蔵の
始作門。
造酒童女。
鍬。
鉏。
柱穴。
部六人。
後天。
祝詞考中

もえ。西北。ばゞ式社先そ。罪スベ皇御孫之命乃。天之
の始もものこそあれ。ミカゲノヒ
御翳日之御翳止。上つ巻と云へり。造奉
翳を。なそいりものこと。仕レ禮ミヅ留。瑞之御殿ア
汝ナノミコト屋船命爾。汝を。
ハ借をも。ヤヲ船也。下もを。屋船大ヽ。能速。今屋船豊宇気姫命と
いへるこそ。木綿の神まそ。生家ら。神を
もと大教と。選字の有度ゝ船と
之姿我と。選字の有度ゝ船と
を以てそ。天津奇護言
乎。言一語云久須志。ますゝ家とり。同しくて。笑
伊波比許豆。
ものごと。敢つゝ。守ル人神と。齋ミヤトコロ
宮地ハ波。次ヨリモ下波と。
今宇こそ。波を。
極キハミ美。地の底ゝ。極すると
まゝといふこと。
下ツ津ツナネ綱根。古一語云。番
之綱。下つとも。唯敷ヒ下の地。上の底ゝ。
根。
ゐ。そ。皇室の御祖。神代紀の。大汝貴命。
風土記の。楯縫郡の綱ゝ。今世云ふ。上つ代ゝ敷設ゝ。上下縦横
ゝ。綱ゝ。結固し。也。こゝ。
ゝ。その柱根と。結ゝ綱ふ。こと。

神代紀。皇三汝。應住宅隅宮者。今當供造即ス下ヒ秩縄結。
百八十紐。顕宗紀室。
寿ゝ。推室葛根。
采立柱之云。風土記。
五十足天日栖宮之縦横。
御量。子等栲綱特而。
百八十縫。敷下而此天。

祝詞考中

御量持備所錢天下
天神之宮遷奉請而
云云。

下於綱柏云云。其綱者。俗世所謂繩也。其繩柏者。葛根之類歟。

波府蟲能稿無。波府蟲者。地蚓虹蛇之類也。上一代。國郡令禁斷殺害構疎人也。手上云脚。

時八百萬昆虫之害有。神代紀一書曰。大己貴少彦名命。云云。爲攘鳥獸昆虫之災異則定其禁厭之法。又云。磐余邑人。晩男令生。夫婦不交。三年不聞雷聲。多有蝮蛇蜂。

高天原波。青雲乃靄

極美。天乃血垂飛鳥乃稿無。神代紀一書曰。天稚彦死。天探女以告。乃取其矢而見之。血垂矢上。仍以投還。中天稚彦胸上。即立死。

是以世俗忌血穢之事。

定事。

堀堅多留。柱村梁。梁者。橋也。大嘗宮。新嘗會。皆造橋。

戸牖乃錯。古一語云。伎加比。

動鳴事無。久。伎加比。

行会。晝夜通。

結幣留。葛目能縫。上云弓結留。

弖。

草也。昔人衣中。縫入草葉。以禦寒氣。

岐古一語云。

蕪々岐無。久。今也孰言。

御床都比能佐夜

伎。こは丁よる事をいひつゞきて下にかゝれる語を略きぬ。○是より八。御坐す所をいふ也。都比ハ。続合を略きて佐夜伎といふ。其の続合ハ打と見れバ葛しく結ふ處よ。すやなやめきやうの物。なし。神武天皇紀よ。風喧擾之響(此云左椰霓利奈離)とかいふが如く。さやめき鳴を何ぞ云て。

夜女乃伊須須伎伊豆都志伎事無久。欹女て。女らしき事をいふ。古風土記ゟ践祚の大嘗祭の條に童女の事を。与米と訓。後世ゞ。釆女などいふ事もいへるも。釆女ハ。必童の稱なれバ也。かくて二つを二つ宛わかちて。此の條に弁にそれの一つといえり。式よ斎女と。欹女とし出しおきぬ。夜女御床に侍る童女のすゑろぎねやすみにおれどらふ也。○伊須須伎の伊ハ。發語の三。春紀よ神武天皇后の御母陰を辭の夫よ劫つきて立走伊須須伎と。又次の條の今へ。二かれ物を咀て立て給ふ。須須伎ハ物とのすふらひ。又次の事の今へ。これ物を咀て立て。給ふ。須須き物とのすふ事と絶よ。踉蹡と云も。是とも同じ。所聞ハ。二人の男。一人の女攝手ふを須く志競くい給る由ゟたる後世すゝ沿ちてゆりす同じうて。くもんずるにず。すゞろくすせ。○伊豆都志伎事無と。万葉には。猿頬なぞん。都を美しく使上うて。はやまる滞ぬるきといふきたれど。右るハすうつ。ゆつ了ゐふべき言也。今ひらつて童女が齋鋤てて云すらかぬく。宮殿究を婢ゞ婦又妃を作る婢めよわ色を勇めしたる。お甲風と妃ゝ兄め。こゝも遠さらの條あれど。斎鋤をあるを上ゟ此條本べきつゐぶくゝ給てこゝろにいひてもくむ子の言へ。伊弓須伎を。伊須々伎よいへるすゑべし。○伊豆都志伎(云云八古の辭)言ハ呑すると云つべきと言の三とどゟ派。ゆくも呑胤ハ。孫ばいうるあん。猶考べし。

平久安久奉護留神御名乎白久。屋船久久遅命(是木乃靈也云八右よい給て。)屋船豊宇氣姫命登。(俗謂宇賀能美多麻。今世産屋)

今年さゞ大嘗祭之吉日べし。

云久はすや今八能を雅された。神へてふ紀代上よしふ。かぶ身くよぶこらをおまれど。その上假字もや下る八。辭を補てる了もあるぞ。すのあしよ也。結者八。づてそ出本に辭を略くるる所

以ㇾ磐石ㇾ置ㇾ於戸邊ㇾ出ㇾ辞本也。右其本靈ノ乃以テ米散ニ屋中ニ之類也。亦ノ如ハ稲魂ニ者ㇾ是。上ノ食保波ノ事ニ云ル如ク。古事記ニ氣比ノ大神ノ化ㇾ白鳥ㇾ飛ヒ行ル時ニ。其ノ所ノ名ヲ稱ヘ白ト鳥ノ者ハ稲魂ニ者ㇾ是ノ如ク。其ノ所ノ名ヲ稱ヘ白ト鳥ノ者ハ。実ニ穀霊ノ化ㇾ鳥ニ飛ヒ行ル事ヲ。古ノ人ノ見ㇾ知ㇾ居ル事ヲ。此ノ詞ニ依テ。明ニ知ㇾ可ㇾ也。○倭ニ云ㇾ比ノ事ヲ。漢ニ云ㇾ祓ノ事ヲ。○散米ハ。下ノ御ノ字ニ係テ。御散米ト心得ベシ。○御名ノ手ハ。波奉稱ノ氏。皇御孫命ノ乃。御世手ノ爾ノ。奉護利ノ五十槻御世ノ堅磐ノ爾ノ常磐ノ乃。手ノ種ヲ。足良志ノ御世ノ爾。田永能御世ノ登ノ。

○祝詞考中

事ヲ。借ヤ。ノ如ク言ヘル歟。○奉福ノ爾ノ依ノ氏ノ齋玉作等ハ。我ノ持ㇾ能ノ御吹ノ支ノ乃。五百都御統ノ乃玉ノ爾ハ。齋麻波持淨利ノ氏ノ。齋麻波造仕留ノ。瑞八尺瓊ノ。御吹ハ。右ノ如シ。五百ハ。多キ事ヲ云テ。ノ如ク。八尺瓊ハ。長キ緒ノ。五百ト。おなじ。○八尺瓊ハ。長キ緒ノ。五百ト。おなじ。

○祝詞考中

九

しのこころをくばり八十曇をふすべ。祓へ給ひ清め給ふ事を。○御統ハ。御にて。真玉をいふ。○御倉ハ。天皇一所へ坐ます御殿をいふ。すべらぎ。すべらぎ。皆同じ。○明和幣古語雨乞氏。

の事記。そらの稼ぐ。うらの佐古事よりいでて。と。幣引ずく海と。りつらく。ふりしきる。ふりこころ。幣の祝ぐ。なおしき。

曜和幣乎附氏。ぬさ。言を。そらつ。

もを。脱ぐ。乾ぐ。ムベノスクネ。

のみをしるいて。齋部宿禰某我宿禰。て。少兄をいふ也。

ハ。借字。皇。大兄と申し。皇。少兄とい伝ふるそ。ふるつのかみ。

もいひ。人をあらむ。皆その氏。

祓ふ。ふるつ。ふるつ。

鎮奉事能漏落武事乎波。神直日命大禍取懸氏。言壽伎

直日命伊邪那伎命。身滌ぎ。

まず。その二神。

良氣安良氣。

詞別白久。大宮賣命登。御名乎申事

波。古語拾遺。大宮賣命ハ。天照大御神の。

今も内侍の。君臣。

孫命乃。同殿能裏爾。座坐參入罷出
人能選比所知志。古語云。神等
能伊須呂許比。阿禮比坐。手言直志
和志古語云。趣波志坐氏。伊須呂許比の伊は發言なり。須呂は俊なり。許比は彼の延言なり。
て。須呂岐也。こは右まもいへるめり。くらゐつかさ同じみくらゐ八十禰津日神などのごとし。遠江
の國へ競べ率とも。若き男らにまけずそを爭ふをいふ也。それをこ
きおろげまけるをもいふ。かくあしきうるさき神とをぢ
しづやひすと。
女神の功とぞ。
皇御孫命朝乃御膳夕乃
御膳仕奉流比禮懸伴緒
帶と續つるにぞよがめし。○伴緒は。御膳を仕る采女ども
おそろも。絶裂弖。中宮の條に。領巾四條料。紗三丈六尺。條別九尺。領巾と記しもい
百まをよ。緒比弖。
緒乎。手會を造る男ども也。采女は。
あると。まく弖。
よ。那のまつごるものをと。朝と。
ゐりそといふ言。
とぞ。男ども。備給ふ弖。
職員令に。采女六十人。延喜采女司弖。采女四十人と。見えそこで。同令
內膳司に。膳部六十人。掌送御食云云といへり。こは公の御食を仕まる
時。男ども。弥女ども。
鎭伴と有るも。
手蹤足咋
麻我比乃 古語。云ニ 不令爲 氏。

大御膳ノ仕奉レ。

なやらひ。つま刺ぐさなど。せめやかに。

人等乎。親王。諸王。諸臣。百官

手ハ。今ここそ。初位以上。六位以下。官位あるくさを。

いつまじ。もろハ。官位まぐ〳〵。惣て仕奉る人をいふぞし。已乗々不

令レ在。おのがもてさ〳〵ハ。

ありまほしもあるまじ。

米進。宮勤爾。

志。聞直坐氏。

坐爾依氏。大

官賣命止。御名乎。稱辭

○進米の木と勤るの

ホハ。今補へて。平聖

朝ニ。王臣のすべて

なすごと。勤てこそ

ハ。朝廷の経営は

れ。上ゆゑ

○今ゝ。奏請とい

ひ。特の職しらぬ

故。挙ていふ

なり。

○奇に警固門をつくる

ハ。神ほうのやうを傳

ふ。

○祝詞考中

竟奉以

登白。

○御門祭。

四時祭式ニ。四面御門祭。十二月准之。御川水祭。同上。

面ニ祭。御門ハ。御川水ノ祭。座ニ坐ハ。各行事。ここハ。六月ノ式

ニ。御川水ニ坐ル大神ノ御名。その巫のつもり。然ハ。事の末

氏上ニ。今ハ。忌部ハ。祝部と。猿女を帯ル。

撫幣。鎮。豊幣帛。鎮命。登。御名乎。申事波。

○十二

禍を事賀ら訓ハ所
にまあ上ろ文あれ
ゆ大禍津なとも
る八らバ八ひしあし
かれへうどさの言よ
やを備るで是山ふ
しあ後の言の氣
くゆつべし。
○會ハ合へと訓ハ
あハせ云あれど
汝世の語伝なる。

四方内外御門爾。内しといふハ中重れ諸門外といふハ宮城の諸門なり。京城諸門ハあまたにて坐の護
にあし給ふ事。
もろう家へ。
如湯津磐村久。塞坐氏。五百ともおほくのれ
磐村ハ磐をちふすし。
村ハ群の意。四方四角與利。踈備荒備來武
神の御言向よ不従しきし御稀命を咏也。天能麻我都
備ハ支利の約らとぶるといふ辞也。荒備も同し。
比登云神乃言武恐事爾。古語云麻我許登
古事記ニ。初於中ッ瀬隨加豆伎而滌時。所成坐神名。八十禍津日神。訓禍云摩
賀下效之。次大禍津日神。此二神者。所到其穢繁國之時。因汚垢而所成神也
云々。こゝに此神をいふ。恐ほととよしそあしき事をいへり。ときハ此ハ紀なる。
万葉にもか。枉のことを直すみへ。直きものの直めしてし形なかれ。
禍く有。

相麻自許利相口會賜事無久。このハ麻自
八。蠱物爲ものゝ。まじもの類なり。二つのものふれあふ人の目あしきこと。
口ハまじくへ事とてふるもの也。次々ト逆害ヲ掘國氐國毘亀備麻備來禍亦。
相率相口會事無久と有も。まじくいるよし。ひしくいまはしきことも。
の為らうもとをかるをといふまじと訓べし。れは口合の縁に付て云。
ものうれ口乖をでもすらしむる。すれあよく言
排ハ彼らが言をよく知みへば知る。
自上往波上乎護利。自下往波下乎護利待防
掃却 万葉ニ。不奉仕國乎掃部等と有。因て卷二十ニ蘇我大臣
倭奴比等乎母夜波之波吉伎欲米之
ふり同じ。却ハ。言排坐氏。康しいもをふて。彼ニ云會
逃遁ルへ也。言を以て右のに會ふ二ハ部解

○六月晦大祓。十二月准之。

祓ふとは、古事記に、伊邪那伎命の黄泉より到りまして、穢れ濁れるを清めむとて、筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原に到りまして、大御身に着ける、御衣御冠を始めて、身の滓垢を濯ぎ清めたまひし時に、成りませる、八十禍津日神、大禍津日神、神直毘神、大直毘神、伊豆能売神、天照大御神、月読命、建速須佐之男命、あまたの神たちを、生みたまひ、また、最後に、三貴子を、生みたまひしかば、伊邪那伎命、大御喜びまして、天照大御神には、高天原を、知らせと、事依さし、月読命には、夜の食国を、知らせと、事依さし、建速須佐之男命には、海原を、知らせと、事依さしたまひき。

○朝波閉門。朝波閉門とは、朝波の時に、門を閉ぢよとの命なり。

出人名乎問所知志。出人名乎問とは、出入る人の名を問ふなり。所知志とは、門守をおきて、出入る人の名を問ふことを、知らしめたまふなり。

在乎神直日大直日見直聞直坐。在乎神直日とは、波の間に、神直日神坐して、見直聞直坐とは、門に、大直日神坐して、見直聞直坐すなり。

平氏門のお入り、然過あることもあらむ。くいひなほしどうか仕へ奉れとの意なり。

故爾、掃磐牖命豊磐牖命登御名乎白。故爾とは、掃磐牖命豊磐牖命と、御名を白すなり。

稱辞竟奉久良氣安良氣令奉仕賜。稱辞竟奉とは、稱辞を、竟へ奉りてなり。久良氣安良氣とは、長く安く、令奉仕賜とは、仕へ奉らしめたまへなり。

沐浴して主上をおろしまつる。

令を横刀を帯し、御身を逐ひ侍みまつる。
あひおもふ心なむありける。大きなる功ありてを賜ふべし。かく我だに有の三つのすぢを行ふ。まして皇子たちの行ひたまふべきすぢをおもほすとなむ。

○上代の大祓

既崩詔爾驚懼而哭殯宮更取國之大奴佐而種々求生剝逆剝阿離溝埋畚戸上通婚下通婚馬婚牛婚鶏婚犬婚之罪類為國之大祓而とあるこれなり。

○祓詞考中

○文部が解除ハ上代のうるはしき祓ニハあらず。されバ流そしゆゑれの祓ニうち祓ひ給ふ。後べ涼殿の中ニ入ゐて奏し給ふ。ぜんぜんまで。

○下部ニ解除ハ上代のうるはしき祓ニハあらず。されバ流そしゆゑれの祓ニうち祓ひ給ふ。後べ涼殿の中ニ入ゐて奏し給ふ。ぜんぜんまで。

○下部ニ解除ハ上代のうるはしき祓ニハあらず。されバ流そしゆゑれの祓ニうち祓ひ給ふ。後べ涼殿の中ニ入ゐて奏し給ふ。ぜんぜんまで。

五年八月詔曰。四方為解除用物則國別國造輸祓柱馬一匹布一常以外郡司各刀一口。鹿皮一張。鐇一口。毎戸麻一條。二年畢其星奏など。又同紀十年七月六日。令天下悉解除。同紀朱鳥元年七月より前。仏ニ持統天皇紀ニ。遠てんえんハ。漏ろう

其文武天皇紀ニ六月。十二月ニ祓ひ給ふ。臨時大祓ハ。大宝元年ニ始まる。

月晦日の祓ニ。廃大祓。但東西文部解除如常ニ。ともニ七月太上天皇崩ずるまでハ。停られざるべし。

○神祇令ニ。凡六月十二月晦日大祓。義解ニ。謂祓者。解除不祥也。東西文部。謂東漢史直。西漢文首。上祓勿讀祓詞所讀者也。百官男女。聚集祓所。中臣宣祓詞。下部為解除。その後元明天皇養老五年七月の紀ニ。始令文武百官。并妻女毎年會於六月十二月晦日大祓之

次に云所はよろし。
詳也し。

大臣より以下宗家の説
あれいはなしけれはなし。

○承平天暦の比よりよ
て我朝の古き事は皆失
て文字ともやゝ変る
所なりあればなきのことも。

處にて凡也。今其定めさる説にありしかども、御妻女云々ともかく筆すてつ。

このほどはまださだかなり。

○太政官式に凡六月十二月晦日、於宮城南路大祓、大臣以下五位以上就朱雀門、辨史各一人、率中務式部兵部等省中見参人數百官男女悉会祓之、臨時大祓亦同云々式儀式にあり。臨時大祓は建禮門にて行はる、三代実録に見ゆ。

○さて式にこそ大祓詞と有て、古語拾遺には中臣之禊詞といひ、朝野群載には中臣祭文とあり。これらも皆理ある名也。祓詞こそ中臣氏の宣るものなればなり。然ると令の義解に中臣祓とのこらはれたるも其也。中臣は祝詞を宣、卜部は祓の事をすなれば、しかするをも其事すなる也。仍て中臣の祓詞といへるなり。祓をも行はれしわざのかたをもはらとするゆゑ也。然るに式のごとく大祓の詞といふべきものなることをあきらむ。

○此大祓詞は、古くは大津宮の末まで伝はれる古言のまゝなるを、でのあるまじきんすまる也。世に伝はるのみぞ神代ながらの事にして、天兒屋命の唱し神ごとにして、又種々宜の御代より伊弉諾命の作ませることどもは、凡言葉文の時代にはあらざることをもわかちしてしらるべく云也。續日本紀に大祓詞を神語と云しをもて、しる人も有べきか。凡皇神の御といへるをも、神語と云しとの此わかちもなし。又万葉に九遣唐使の餞するおほみ、住吉爾伊都久祝之神言等行得毛来等毛船波早家無ともよめる神言も、その唱るは祝部が作ませる文なり。凡その本は神の御言とあれるを、神言といふ也。すべて神代のことをかたるをも神言とはいふ也。仏のかたにも仏語とはいふに似たり。ゆゑを知ず、神の宣る仏の直の言と思ふは惑なり。

○さて今の人、度会神宮の本といひ、卜部の本といふありて、朝野群載にあるも、おのおの同じからず、それを今の世に伝はるを見るに、凡承平天暦のころのものなるべし。

もあるこゝろ
しるべし。

○集侍（ツドヘ）はす（ハベル）親（ミコ）王（オホキミ）。諸（モロ）王（キミ）。諸（モロ）臣（ノ）百官
人等（ヒトタチ）諸聞食（モロモロキコシメセ）止（ト）宣（ノラク）。六位（ロクヰ）已下（ゲ）百官人（ツカサビト）。部唯（ヘヲ）べし。
掛（カケ）まく。神樂次第（カムアソビノシダイ）。天皇朝庭（スメラガミカド）爾（ニ）。仕奉（ツカヘマツル）留（ル）比禮
掛（カケ）件男（トモノヲ）。頒（ワカチ）給（タマフ）ハ女（メ）の。こゝろ。もて。も。思（オモ）ふ。ら。む。ゆゑ。
あ。宮（ミヤ）に仕（ツカフ）る。おの。有人（アルヒト）。をいへ。ど。大（オホ）祓（ハラヘ）。会（ツドヘ）る。仕（ツカフ）る。事（コト）。
も。ろ。ふ。ら。ま。で。こゝ。そ。穢（ケガ）掛（カケ）。る。事（コト）。ら。も。ろ。ふ。ら。ま。で。甚（イト）
こゝろ。の。ま。ゝ。な。ら。ず。ば。上（カミ）の祝詞（ノリト）。も。件（トモ）の。こゝろ。
五伴緒（イツトモノヲ）中（ノ）二命（フタハシラノミコト）安（ヤス）
しこゝ。しこゝ。しこゝ。しこゝ。しこゝ。しこゝ。しこゝ。しこゝ。しこゝ。しこゝ。しこゝ。しこゝ。しこゝ。
神也紀。。取（トリ）婦人（メ）為（ナス）
件（トモ）男（ノヲ）。手（タ）繦（スキ）掛（カケ）。件（トモ）男（ノヲ）。

いふ。こゝ。ろ。ハ。
ば。ゝ。ハ。へ。ら。ゐ。る。
ま。ま。。。ん。。。。。。

十件（トモノヲ）男（ラ）手（ハシメ）始（ト）氏（ラ）。右（ノ）言（コト）を。祥（ヨシ）め。て。主（アルジ）の
肉（シシ）。仕（ツカフ）る。官人（ツカサビト）を。みる。こと。官（ツカサ）々（ノ）
爾（ニシ）仕（ツカヘ）奉（マツル）留（ル）人（ヒト）等（タチ）乃（ノ）。官（ツカサ）省（ノ）寮（ツカサ）司（ノ）の下（シモ）。ある。過（アヤマチ）犯（ヲカセル）
緒（ヲ）のこゝろ。もて。
家（ケ）。雜（クサ）々（グサ）罪（ツミ）乎（ヲ）。天（アマ）罪（ツミ）。國（クニ）罪（ツミ）を。祓（ハラヘ）。て。今（イマ）年（トシ）六（ミナ）月（ツキ）晦（ミソカ）
之（ノ）大（オホ）祓（ハラヘ）尓（ニ）。つゞまる。ひつふみや。もゝとをまりこと。ふるべ。

祓給比清給事乎。諸聞食止宣。

高天原爾。神留坐。皇親神漏伎。神漏美命以。八百萬神等乎。神集集賜比。神議議賜氐。

我皇孫之命波。豊葦原乃水穂之國乎。安國止平久。所知食止。事依奉岐。如此依志奉志國中爾。荒振神等乎波。神問志問志賜。神掃爾掃賜比氐。

○ 万葉に人まろ云ふ
もち人をば人とも
すしまふ例あり
此神ともに
これらの名おも
神代のまゝいへり
すべて云ふもおよ
ばれぱうへ上つ
やうにいへり
ますべきことも
もり記ものも
おなじ

津神社御言よ。高産霊尊。欲降皇孫君臨此地。故先遣我二神。駈除平定。
汝意如何。當須避不。と有もやがて大八洲知らす代をも神ゝよ。武甕槌
天孫を避奉物ひらぐべき。天孫つかはす使ぞ。元やの
これらの名おも。
神代のまゝいへり。
すべて云ふもおよ
ばれぱうへ上つ
やうにいへり
ますべきことも
もり記ものも
おなじ

故伊弉諾尊二大神に神の生をつぎ上せ
もと須佐能男命よ。汝のつべき皆と
まつぐべし。下國をも。汝せゝまじ。と
孫に依のひぬかゝれぱ。天
志。おもふまゝと。云へばこゝ
の事。かゝる言しも。右の神問ら
事。磐根木株水土とも。下れ神ぞ。石根木立青水沫毛。事問ぬ
まつれ。こゝもちぬ。こゝとよみ
こゝてゝ。こゝそこを割ぞ。割のこ
して。他ところやあらぬ。かく
ぬ。上を事乃ら。の詞を踏ず
かくて本の主ところ。今もあ。本のこゝ

磐根樹立 上の大祓

草之垣葉 手毛。語

天磐座放 毛。ハ

語問

止 氏。垣ハ。割を訓ぞ。て。
こゝ。上の蟠田事
えよかゝてゝ後の
ゐやゝげ。みゝとして
ゝ。高御座を離ちゝ
事記。離天之石位押分天八
云云。
い依ゝ。天之八重雲 平。伊頭乃千別

千別 氏 伊頭ハ息出ち
て稜威厳ぞ
も。考あれど。こゝそ。ぞ記ゝ
也。千別の千ぞ。備やそ。ゝの
略也。古の記。新和妙平ゝあ。この記

千別爾

○景行天皇紀の八年御
あらたにまぎれやなしへる
ナほゝ後にいはゝいひ
そとゝ國之奥區と
出かけて古
國府のさまの旧記
まかせ給はるゝ
と訓はいはれりしん。
○今六本に云、
紀にのしの古事
後の訓にもかける
このさまの條を
まゐらせあれば
て後のまゝかく人は
他國を以てむすぶ
あらはしは也

こは道別と一つにつゞけると、稜威を別るまで。天降依佐志
拂雲踏駈山踐しる。つまきしらず、
奉支。如此久依佐志奉志四方之國
中登、まつくろき國のまゝにとかく訓んには、かくてこゝも、天御孫の御
ほすは、後まことにはいはれはじめて四方の國中とはいふよりも、神武
天皇このかたの御孫命のみ代をいふなりけり。みかどのみこと也
こゝに天皇二の人まその長安は神代にふるめるをいふ味とつしいひ
つくりけるさまなるはの似をらで彼の古言のさかしらの巧みなるに
へられし書す
ひとくりなり。大倭 今の大和国都へ古へのさだめし御代より。
此國をいふ所とも、さへぞ也にて、定め置けば、一國の名となる
へる也。日本の、此國の定めおきの雖しても、總て一國の名とす六
つなるも。且の名の名とて山門を云ふといふ、これらのをし、なき由と云へり。

をも國のかゝりて
宮を備て大く
さべしも公て出し
との略して
○紀に陸奥に國奥區
とあり、かくる宮を
まかくは宮備之。
紀にのくよの條に見え。
あまねくも宮れたりと
見えるむそれ侍る
ナハ言葉そら也八
聞のこと。
○景行天皇紀に東夷
之中有日高見國。同
紀に從上總轉陸奥
云蝦夷既平自日
高見國還西南歴常
陸至甲斐云云。陸奥
國桃生郡日高見神
社もあるをとぞ八まの

万葉の卷の新記に、飛しきい見ゆ。日高見之國
臣の名も此外とも、親しみあれば、略しかゝへるなり。
乎。夜万登國は四方に真ぞ空の真秀らよる
くあるかと云ふところにて、き見また土地もあるを傳へてにもつ
り所いふさへも、いひよそへりとするに、御代に見合を以て神は空
津日高とも申せしを、思ひはかるべし。○紀に陸奥に日高見國、祝詞國
に日高見の國と云ふ。紀よりしてなく四方のそれを云てまるめづらしきや。
なづけるなり。ここにもや方がそを云へるを、はくさきのことゝいふ、ええんや。
安國止定奉氐。下津磐根爾宮柱太
敷立高天原爾千木高知氐、云、皇御
孫之命乃美頭乃御舍仕奉氐。天之

國の安ければしるし也。

○或説に日隠の高日と改て、風土記に日向國の高日村ちなどをいふ。...

御蔭。日之御蔭。止隠坐氐。安國止平久所知食武。國中尓成出武。中をいふ。

天之益人等我。古事記に伊邪那美命の一日に千頭絞殺さむといへれば、伊邪那岐命吾一日に千五百産屋を立むとのたまひしより、人はいよゝ繁り生ゆるを益人といふと云。さて民は天下つ國人をいへど、その中にも上つ代の人のいましめを[illegible]

過犯家牟。雜々罪事波。天津罪止。此は下の罪の罪〻須佐能男命の犯し給ひし事どもにて、今も人の犯すべき罪どもなり。

畔放。あはなちは田の畔を放ちて田の間の水を流し干すなり。

溝埋。溝は水をせき入るゝ料なるを埋み塞ぎて、水を通はせぬなり。

樋放。樋は其溝又は池より水を引入る料なるを放ちて早する也。

頻蒔。種を蒔たる上に重ねて蒔て、苗を生立せぬなり。○古き人の書に重蒔と云も見ゆ。

串刺。田に串を刺てくるしめて、己が田とする也。

生剥。逆剥。生剥は生ながら皮を剥ぐ也。逆剥は尻の方より剥ぐをいふ。

令の俗田をしと読て
まかりとせん。さて
の見ふ不るには屋へ
紀に樋田とかけるか
書へるも樋田ハ元より
荒る田をいふめり。
更に樋を放とよみ
云ふはなきなるへや。

○詔戸(ノリト)。置戸(オキト)などの
戸ハみな處と訓
べきなれど。さし難
かるべし。

○神代紀一書に。以置戸を着て他の處に以
...

いきはぎといふものなり。○古事記に。穿其服屋之頂。逆剥天斑馬剥而所
墮入と有も也。紀にも。或人逆剥と。死する皮を剥にはあらず。いきながら
なり。古今。死獣の皮を剥る八常なれど。是とせずまでこの罪の條に。いふ
でいふも。神代紀の本文にて生剥とさすいはねど。剥天斑馬とのみ
き。一書にて生剥。又一書に古事記に逆剥て。逆剥にのみ有逆剥
死ぬるをいふてもいふものを挙いふ。即生剥を逆剥とかいふ。
剥るべし。されど仲哀天皇紀にまた。大祓詞自説依て
なる所といへるそ。文には生剥ハ古文の中に。の類ならむいふ
とみ。屎戸。古事記に。於聞看大嘗之殿屎麻理散と有を。○戸ハ處
し。屎戸を出ていへるは甚穢事を前屋に為ることなるへし。戸とも
いふべきは。戸を訓に借し為すし。加て屎
處のことなるべし。處は戸といふ言なり。

罪 許々太久乃

手。右の七つの罪を。かくてこれのゆゑにことにくし
へ。この云云。仁徳天皇紀に。犬子伊羅那鶏區曾虚珥於望比
傳か那志鶏區虚々珥於望比傳万豆ふ許々呂久も云云。曾許婆久毛
大古の遺法也とある
如き故をしをらく云へ
を負せしめしす
へきられなされど
ばまたにいひる。相
と並しむのそ。

○賊盗律に。支解人
者皆斬子従三等。
義解に。殺時即支
解。或支解而後殺
之皆同支解。入不道。
○闘律に。凡残害死
屍。謂焚焼支解之
類也。右の中。子る凡
に於ては八悪逆に入。

云云と連ねいひて。此所其所といふ言也。ましてそれといひて。猶
のまさすはまりぬるまに。此所といひてもまたてすなはち。又万
まふあゆし太久といふ言にかくいへども。此所かくして
借て後あくらに生し。其所を久によ鹿の数々
許此所許ちふ云や。物を言ひする云ふ。之借にふる。其所
かの数まし。又こへ皆るそのさまの数々さといひてひ
とし。且婆久太久とし。いみかく言ふの。

天津罪 上 法別 氣毛の宜本 しそ宜るは
罪 止 下つ國人の犯せる
ば。まさらのなり。

死膚断 生膚断。生きをいふ。
人をば死なる者を傷るは。罪なり。上の生剥逆剥ハ。代
云ふむらへしば文まをて。二つをいへれど。ここと

國津

○今按解にいふ、鶏貌記つの又奥への年ニ、高句麗より来たる蕃人あり。此氏族にもなほ蕃人なるべし。高麗朝臣等ハ高句麗王より出つ。○仲哀天皇の時にハ、韓より来たるものを蕃といひ、はやく朝廷にもめしつかひ、そのもの仕奉るよし紀にもみえたり。おほかた白人の事ハ仲哀の朝より始まれるにて、その後ハ猶いふまでもなし。○是紀の犯母と通ずるハ、ひとへに他国より来たる人のしわざなり。故に同母と兄弟とおもはれし異母なる人ありとす。同母兄弟ハ通じて罪とす。されば此罪ハ古へより重きものとして、大に磨きたるものなり。母と子とを犯すハ、古書の罪にいふ所と同じく、母を奸せしめたるハ、ものゝ名もたゞしく云へるを本とす。

実ハ是也。白人（シラビト）古久（コク）罪（ツミ）。荷田大人（東麻呂）乃新釈に蕃人なりとし、いたれしに依べし。故今ハ蕃人を罪に出つべきものを入れむハ世話正しき也。且ツ古事記にも蕃人といへるを、古書にあれバかくて皇朝の母にお奸せしといふかりしもなき也。ぬまちへこくの末にて作るもあらぬ蕃人のかたちハ、けがれあるをさんむる。此蕃人ハ乃古づる術にて、紛録のよし紀にも見えたるを、おもふへ依て仲哀天皇の御時ハ、求めて残さしめた事ありへし。結ぶこそは白人（シラヒト）古久（コク）罪（ツミ）ハ次の母子を奸する経をとせいへるを、すへ一説に推古天皇紀に百済人の面身皆白（ミシロハタ）ありと見えて、和名抄にも白癜（之良波太）癩病（古々）とあるごとく、白癜也癩も人の罪ぞる事るしれまでこらる罪とい信ぞ。この辞あらずしもいひあらし。経ど白人古久紀に人とすれど、次の犯己母云々ハおほかた我もあらぬるを撃しせんの紀み…たのかするあたりに、すらん只に蕃人の罪なるべし。

まうしてかかる罪をとりて、とするをかならずのめる。

犯己母罪（オノガハハヲカセルツミ）犯己子罪（オノガコヲカセルツミ）。上を斬し下を斬

犯母與子罪（ハハトコトヲカスツミ）。他人の母を斬し又それがるを斬する也。犯子與母罪（コトハハトヲカスツミ）。先或女を斬して又その女にある母をも斬する也。上しいへる上の犯の事式の今本に罪のなき上ある旨ハ理なし。自貌（※大管家巻）。

犯畜罪（ケモノヲカスツミ）。古事記に馬婚、牛婚、鶏婚、犬婚。ぞくてハ瞻りたるもの右の犯己母云々ハ、この紀文によりていへる、此罪一つらにてハ足りて罪となる。犯禽罪（トリヲカスツミ）とも為し。

昆蟲乃災（ハフムシノワザハヒ）神代紀に、為攘鳥獣昆蟲之災異、則定其禁厭之法といへり。又数多に蛇府（フムシ）の禍（ワザハヒ）ある類ハ、おのづからありし。古事記に大蛇乃比禮（ヲロチノヒレ）、蜂の比禮（ハチノヒ）といへる類あるも然るべし。このさ犯罪の次第にて、右かなの犯。蛇の入りて害をなすといへる類をいへるなり。畜仆（タフシ）

○舒明天皇紀に、大星從東流西、便有音似雷、時人曰流星音、亦曰地雷、於是僧旻僧曰、非流星、是天狗也、其吠聲似雷耳、これらにかよへり、併せしるべきことなり。

の上にうつすべし。仍て考るに、古事記に見えたる[illegible]神。そは[illegible]上に白[illegible]二つあるうちの[illegible]乱て或は文の[illegible]或は[illegible]人古く[illegible]ど。さればさまざまに乱て或は文のまゝに[illegible]ものもあるなし。[illegible]人のかくいへるなし。

高津神乃災 履中天皇紀に、有如風聲呼於大虚曰、劒刀太子王也。亦呼曰、鳥往來羽田之汝妹者羽狹丹葬立往。亦曰、狹名來田蔣津之命羽狹丹葬立往也。俄而使者忽來曰、皇妃薨。云云。天皇悔之、不治神崇而亡皇妃、更求其咎。或者曰、車持君行於筑紫國、而悉校車持部、兼取充神者、必是罪矣。天皇則喚車持君以推問之。事既實焉。因以數之曰、爾雖車持君、縱檢校天子之百姓、罪一也。既分寄于神祇車持部、兼奪取之、罪二也。則負惡解除善解除、而出於長渚崎、令祓禊、云云。これらを[illegible]類ひにいふべし。

高津鳥乃災 下に、却崇神祭り天稚彦返言不申て、高津鳥殃亦依て立處身亡ぬ[illegible]の類の災なり。

怪き生て[illegible]上の大殿祭には、天血垂飛鳥の[illegible]も[illegible]人の文[illegible]て[illegible]仲哀天皇紀[illegible]の[illegible]のみ[illegible]の飛[illegible]起[illegible]て[illegible]と[illegible]大祓とせ[illegible]天武紀に怪異[illegible]大祓[illegible]を以て[illegible]。

畜仆志蠱物為罪 畜を下[illegible]べし。こは後世も狗神[illegible]なるべし。筑紫[illegible]四國[illegible]今も[illegible]外[illegible]あり[illegible]上つ代の[illegible]一[illegible]。

許々太久乃罪出武。

如此出波。天津宣事以氏。皇祖神の御詔を奉て宣ふことをいふ。神代紀一書に、科素戔嗚尊千座置戸之解除、以手爪為吉爪棄物、

まづ命ずるを以てす。さて八宗を行ふ。その
行ふべけれ。
○此中臣の職かの
兒屋命の子孫にて
住まつゝ近く中臣
氏となりぬ。さて
の朝に大中臣、相王
奉る時に御中臣ある
氏となすなり。
○その中臣氏にて
ものいはゞ神護
神事に預る職。
慶雲三年の紀に
因神祇官大中臣
中臣朝臣清麻呂
賜姓大中臣朝臣と
見え、祝詞に式御
中臣大中臣氏族

以足爪爲凶棄物乃使天兒屋命掌其解除之太諄辭而宣之。とみえたる
なるを、これ祝詞の始なりとぞいふ。其意をあかすなり。

大中臣

天兒屋命より神事に預る官を中つ臣といふ。その
中臣は神と君との中を執持て宜く中執
持ちて神と君とを和むる意なり。
中臣下す齋のみたまを奉る時の朝に御杖代止進給布御命手大
中臣茂梓中取持ちとも見え、又舒明紀に大臣所遣群卿者
如嚴矛取中事奏請人等也とも見え、かゝるをもて大中臣云
いふぞ先天皇の大事にかゝるをば急て大臣に云よいふ例上
の御巫も神祇官なるをもて大臣を御巫としいふが如く諸の神に仕ふる
よりも神祇官として直に神と君との中を奏するなり。大中臣とか
いふなるを大政といふ人の連の如くなれば大連臣の
如き子孫なれば大臣といふもたゞ大臣に似たるもされど大連大
臣は、さて如き子孫をいひ大中臣は、そのさまをいふ例なり。

天津金木

手。天つといふはその
ことをいふ神事

ものいふべしといふをも大臣を次て式に類多し。○金木の金は借字なりて、握之木
也。それは木なり。若しくは木を枝て神に奉る物ならば、且そ
まづ木を切るを筮として中執持て物の兆をもて見て占ふ
木を若しくはしるして齋ひて紀に。顯宗の
軍破るゝ道に木を採して即ち握之木にて
に。稱娜紀郡讃阿我柯賊古麻播比枳涅世理とあるも、小木を
足るもので言ふもとにて、これ出て占ふ也。
一刀にふ五十二に。拒𥝱越示麥咋駒のさまをいふ拒𥝱としも右に端
し我今東の國人小木の枝を切り木といふといふを
きに人の護にやしむられ目つくりて小木といふ、其木の
の芽に目と衝と
いふ。

本打切末打斷

氏。その
木を切捨て中
ろ木の如くはなきを、その一を又かくいふなり。
寮式の八座置四座置の條に、以木爲之長者二尺四寸、短者一尺二寸

[illegible]

各以八枚為束名称八座置長短各以四枚為束名称四座置とあるは、かゝる物をいへり。
比を割床を用ゐ。上つ代は格木を用ゐしなるべし。
後世の式よりは上つ代の置座の形を知べきなり。かくてこそ次
の乙つ菅を云云と對へ云ひ係るなり。古事記、清寧天皇條、五十隱山三尾
之竹本訶岐苅末押靡魚簀、云云、如調八絃琴云云。弘計天皇紀に石上
振之神榲伐本截末、などもいへり。又よく係る言の語をおもふべし。

千座置座爾置足波志氐

置座は右にいへるが如し。又其贖物をいふ。神代紀一書に、科之千座置戸、遂促徴矣。至使抜髪以贖其罪。亦曰、抜其手足之爪贖之。已而竟逐降焉とあるも是也。此世に罪を犯して祓柱を出さするに、上つ祓、下つ祓など、ひとくらの贖物の数多きを云る也。

本苅断末苅切氐

右にもいへるを對へていふ。

天津菅曾乎

八針尓取辟氐　三、又木綿手次可比奈介懸而天有左佐羅能小野之七相菅手取持而久堅乃天川原尓出立而潔身而麻之乎。巻十五、今年尓其佐保川尓石丹生菅根取而之努布草解除而益乎。なども見ゆ。神楽に奈可止美乃吉須氣乎佐紀波良比伊利志古止波。

割て其笹を拂へ捨ることなれば、古への事もしるべし。
の木綿を取りて菅をもちて祓ひて云ふといへり。
[illegible]

横に白紙を敷て其上に置たる也、幣ともいふべし。
○文をとる祝詞の文に、天の四方八面に祓ふ也、又刑の罪を解除の罪ある人より出す物なれば、祓物なり。臣より奉るは、古へは臣の家より出す物也。文によりて、其所々の人の奉る也。然れば上つ代の事也。

を或ハ國の郡領已下、戸ごとにおはせて出さする事をいふ。又式に大祓に用る物ども、みな分ちて祝詞料の布経帖までありて、例をも出しつべき事を舉て如く、其ハ被する官人一人の衣もの衣との料なり。且壽一ツ作て置くに行て、それ人のみ祭のくさぐさの物を載せ置て。○こゝに大中臣といひて、置座と菅麻を舉て、祝詞を宣とある、其中に大中臣の下にあるべく、被はむする。卜部をいはゞ、ちりもあらぬ人らはしからずは、何ぞもしく卜部の卜を爲被の事とするを、大宝令に定ある也、又上つ代にて言る事にし、古事記、神代紀にすべて卜部の神にハみな中臣と忌部の神祖とも見えて、仍て其事、上つ代の事にて出すれども、此あはすべて中臣の人貴くなれる、下部の事ハせむべき事にて、其大中臣のする所、八針爾取（ヤツバリニトリ）とせらる也、等は等とす、ことさらにいふべきにあらず。

辟氐（サキテ）、やつはりハ、やたびといふに同じ、打切て細かに割きさく也。由る斗にかかれて、力と用るものにて、刀にて切りて如

○祝詞の其事をいふに、祝詞の事を説くに、清祓などの例をいふ。かく云人も有、然るに其は、此なる方は祓へのみにて、神の事にはあらず、大祓の詞なり。
○或人の祝詞ハ神よりてあるを、其の人の身なり。祝詞といふ詞は、すべての祝詞をいふ、別に神代より傳はれる祝詞を、上古より用ひ來れる也。

ふ。天津祝詞乃大祝詞事乎宣禮（アマツノリトノフトノリトゴトヲノレ）

宣言也。る八ちへて、此事ハ大祓の詞を讀るにて、如く、清める大祓の祝詞をいふ。仍此をしるし、神代のすべての事を舉られたる也、其の大戸は祓にて見舍て、詔賜言（ノリタマフコト）に准へし言を、又は其の言をはらふ也、祓の時に神語とあるを取て、其詞をさして下の辭を云、上古にて卜部の辭なり、文とは祝詞にも、今神代の傳へのまゝ也すれど、天津祝詞の大祝詞事といへるなるべし。

如此久乃良波（カクノラバ）　天津神波（アマツカミハ）　天磐門乎（アメノイハトヲ）押披氐（オシヒラキテ）　天之八重雲乎（アメノヤヘグモヲ）　伊頭乃千別（イツノチワキ）爾千別氐（ニチワキテ）　所聞食武（キコシメサム）　國津神波（クニツカミハ）　高山（タカヤマ）

の社と奉て云々と云ふ
云々いふで祝詞の
ぴんかの類語と
祈し或ハ祓祈の
ものをもちて祓
言ち一言ともの
ふとも云ふ
○ふる小紙に長く短く
對して云ふのもて
まつる山の數し給山
もみづらと
ふるく人の言也
○一本に伊惠理
書ハ誤れり地の
締の處なるべし
又いはうと盧の
誤ならん

之末 末ハ山の上也 御嶽と
山本といふ如く封ず 短山之末爾上坐氏
今みづら山とももてる所以しかり 實に
みづら山といふ山ハ多し 考らるべし 奥玉の神と數ふるよ
八つ山と云ふものみ數よりなれ 正鹿山つみの神次に海よ
ふとも云ふ 伊惠理 地の
締の處なるべし
又いはうと盧の
誤ならん

理手 掻別氏 所聞食 武伊惠理 八つの山の氣騰
云言也 皆ハ國のこと主ること 可しと
なり世いまゝのめく事ハ
五百秀と稱きて 伊惠理
ぞ

如此所聞食 此ハ大詔戸言と宣るを受ける地の
詞ぞ 波ハ辭なし 朝廷手始氏 氏端の人の
四方の國と いへるぞ 天下之風乃 紀に曰我所生之國唯有
朝霧而薫滿 乃吹撥之
氣化爲神號曰級津彦命是風神也
といふをそへて 波ハ辭なし 不在止 科戸之風乃 天之八重

○神を斎こそう 又ハ祈ごとする 又ハ物ごとをなす 山。係ぬしあそびき 云へるごとくそれ 云ふ事のもとも意 きくだけ。

雲乎。吹放事之如久。朝之御霧。御。ハ真よ 又ハ物ごとをなす 又之御霧乎。夕之御霧乎。或ハほめ或ハそしるのを活 めて。こゝに。斎き斎れる 詞ども。ゆゑ有て活 くるなり。

朝風夕風乃。吹拂事之如久。一の 誉。大津 邊爾居大船乎。大ハほめ言。百の船 ゆ。優をいふ。 舳綱解放。艫綱解放。大海原爾押放

○或ハ。舳乃綱を艫の 名。艫乃綱を舳の 名。いづれにまれ 綱を解ばなり。 ○使を御とう。数 て手言のこと。

都波奈礼。山里のこと 也。鏡。 能迦具夜麻斗迦麻迩。迦ハ 提和多流久。田比比波頃曽多和夜賀比那遠。とも みそ〳〵をもそ〳〵。こゝ も古言ま用みそう。

事之如久。三の 夜伎多知遠。乃奈多の 事之如久。夜伎多知遠。夜伎多知遠。夜伊と 能迦具夜麻斗迦麻迩。迦ハ 提和多流久。田比比波頃曽多和夜賀比那遠。とも みそ〳〵をもそ〳〵。こゝ も古言ま用みそう。

こゝも。夜伎多知遠乃と 八。字 ハ字音そして 止。

秋給清給事乎。高山之末。短山之末。利。 理爾。

遺罪波不在。落多岐。落澤也。 逆 清しも。 佐久那太。

○或説ニ此ノ神ヲ以テ與大祓神ノ荒体ト説也といふは非なれば、まことにあやまりなり。

○荒ハ荒山荒野などの荒じ、せむるれて云るゝ荒海と荒いふ也。

○塩ハ潮ノ字なるが、あやまるは八百といふも深のこゝろのごし。

ぬきて出しつゝ渦ル早川瀬也。

速川之瀬坐須。万葉ニ隠りく泊瀬瀧津速川ノ瀬と有、はやかはのせと読べし。

瀬織津比咩止云神。織ハ借字にて、常語に言也、志の語例なり。

とらへ川の瀬に下る瀬に坐者也。伊邪那岐命ノ御子瀬織津比咩神。神速秋津日子速秋津日賣二柱神、因河海持別生神の名の水分神を申すら、高山短山の末に云云。山々乃自口狭久那多利ニ下賜ふ、六御縣の山口に坐云云の次、又此次の二神も同大祓神也。河海につけて申す神なるべし。物を流しやると此神の塩へ持出すとぞ。

塩乃八百道乃八塩道之塩乃八百

大海原尓持出奈武

如此持出往者荒塩之

會爾坐須

東へ行ば、大海のいと奥に潮のよりふはつらく潮よりも強く、潮に八百道ハ八方よりも潮の豊後日向の潮の、後人思ふべし。八百会まで見るべき也。○會ハ阿比也。播磨と、その八百会とて思ふべし。ゝ會の音、あれば誤なり。

速開都比咩止云神

古事記ニ伊邪那岐命被賜ふ時、御禊まし賜ふに所生神名ハ飽咋之主神。ちふなも坐れど、そハ異なり同名。生水戸神名速秋津日子神、次速秋津日賣神と見ゆる。水戸ハ水門にて、川に海へ入る開く所なる神の名なるべし。流る川の瀬に流るゝ物を其まゝ潮にのせて、潮の往會に坐して、其の神の呑てしまふ也。その神の水門の水の流るゝかぎりを知るべし。

持可可呑武

持ハ雅く用ふる也。神代紀に、ちからに往會に坐も可可と呑と申ける、可可と呑ハ

○呑といふこと、八百会のその神の持とふ言にてある

べくいふ。或人いはく。言霊にて万事に香青香黒などいひ。催馬樂に加利乃止利安比。次の与利安比かりとりやすひ。後の物語にもかうしするすごくめでいへり。加利の詞といふ本こゝろよりノー發言者べうらんに可知。

しどけいはでしかも言ふべくんや中〳〵上つべき。こハそのものを呑音をいはせし迄にて。添呑こゝろハ俗にいふお喫こゝろの音をかうと。加比乃止ハ雅言。喫ことの音をかぐと。多き故おほくいへり。万葉にも。筑波嶺にかが鳴鷲とあり。うけ物の詞なり。雅言。喫のこゝろ。すゝと。すゝ風我。かぐ〳〵と。すゝ風我。そのまゝ〳〵よきやうにとりおこなふ。

如此久可可呑氏波。氣吹戸尓坐須。物を呑るゝ。その咽の息吹する物をいふ。式に。氣吹戸主止云神。根之氣吹放氏。如此久氣吹放波。根之國底之國尓坐須。根と底ハ俗しかいふ。

氷吹生磐土命。こゝろかとも。古事記に。須佐能男命。云云。僕者欲退於妣國根之堅洲國。とある神代紀一書に。因白。吾所以不可居於葦原國。宜急適於底津根之國。乃共逐降去矣。速佐須良比咩登云神。次の言をおこせよ。今ハ亡。比咩ハ女神。

佐須里ハ。波風のうちよするをいふ。佐須良ハ。波風のうちよせてはやすをいふ。崇神天皇紀に。百姓流離の言をおほみそうらばらそうらへと。

速佐須良比ハ。氣吹放ちて上の風波を。ことごとくに。吹さりてしづめ。速佐須良比失つる神名ハ。妣國へ。ことよせて。その子どもの功をほめたゝへ。父もふたゝびおもひかへして。

○諸國ノ卜部

百官歎唯ノミ（ママ）

○祓ノ事ハ祝詞ノ條ニ委シ

○祓ニ三種アリ一ツハ大祓ニテ六月十二月ノ晦日ニ行フ所ノ祓ナリ二ツハ中臣祓ニテ毎旦ニ行フ所ノ祓ナリ三ツハ解除ニテ臨時ニ行フ所ノ祓ナリ

此失波。天皇我朝廷爾仕奉留。官々人等乎始氏。罪止云布罪波。不在止。高天原爾。耳振立聞物止。馬峯立氏。今年六月晦日夕日之降乃大祓爾祓給比清給事乎。馬八耳庶聞食止宣。

○祓ノ事ハ祝詞ノ條ニ委シ

○祓ニ三種アリ一ツハ大祓ニテ六月十二月ノ晦日ニ行フ所ノ祓ナリ二ツハ中臣祓ニテ毎旦ニ行フ所ノ祓ナリ三ツハ解除ニテ臨時ニ行フ所ノ祓ナリ

百官歎唯ノミ（ママ）

持退出氏。祓却宣。氏四毛國ト部等。大川道爾

○祓ノ事ハ祝詞ノ條ニ委シ

○祓ニ三種アリ一ツハ大祓ニテ六月十二月ノ晦日ニ行フ所ノ祓ナリ二ツハ中臣祓ニテ毎旦ニ行フ所ノ祓ナリ三ツハ解除ニテ臨時ニ行フ所ノ祓ナリ

百官歎唯ノミ（ママ）

持退出氏。祓却宣。氏四毛國ト部等。大川道爾

○諸國ノ卜部

百官歎唯ノミ（ママ）

持退出氏。祓却宣。氏四毛國ト部等。大川道爾

しるし也。文諸蕃を兼けふこしらへ人もまた人多れど。書らハ謬りのことぞいふなる
ば。大内のわざのこれもまた此も略せずし。又この祝詞も蕃系の説の
言ゆるあわしきうバ。ト部のわざもいふべし。飛鳥浄御原大津の朝よりこれ
まバ。ト部ハいふべくもあらず。況て或人ハ。いと上つ代にありしと
いふ説を云ふなり。式疑とりある人かくいへバ。いふれども。此祝詞の
あでなきに。さる程にくハしく言擧あげつらふもなきことにて置るし。
或人のいへらく。祝詞ハ一撫一吻のみ有。解縄の事なし。あとまた服
文に。伊佐奈岐伊佐奈美比能網解放。天津金木八針取辟のあとをいへ
るもの真闇若しく既にいへる如く。祓具のおほかたハ神代
よりあるものなれバ言ふ如きとす。古書にいふ。うちも見えたる事説
バ。此説しかれども猶疑ふべきなり。又大方撫で吻みまそ吹
きかけるなども。いふべくもあらず。されども。此代穢を祓ひ除
ふべきものなり。又金木と。刑具ともおもへるもあらぬなり。上に
いふべし。江家次第抄の東都の文部及祝師部在臨讀詞及八張
解縄ヲ撰ノ又平野祭ノ宮主奉仕被詔の細書ニ到被清之處以ニ人形令吻到中臣讀詞畢。八張取割之處解縄給畢。宮主退出
ハ中臣の祓詞ト部などの謂にハすなはち見えたる。又八針と八張と
いふ説もあるが。それより上にハ信ぜず。漢籍のいふうへをかしぬ人み
ずのわざ漢魏。ただし後代の人。わがいふ信仰ならぬをとうく
あれバ。かまじひいかが。此文あたらぬを見ハ祝をすでに。わが
道へを證め也か。とも見るべくハいまし。へるまずもべく

○倭漢直ハ応神天皇の御時。百済より歸化せし阿直岐が末也。河内文首ハ同御時。同國より來朝せし。王仁が末也とぞ

○東文忌寸部獻横刀時呪。西文部准之。

学令ニ東西史部。云云。義解云。謂居在皇城左右。故曰東西也。前代以來。奕世繼業。為史官。或為博士。因以賜姓。總謂之史也。この

のれ〳〵と祓給ふ事と。天武天皇の淨時。共の事ありしと。

齋場。大和なる忌寸。東漢なども。大祓の國。西なる河内國などの。祓ひ給ふ事と。ともに。祓ひ給ふ事と。

獻横刀云云。神祇令。六月。十二月晦日。大祓。東西文部。謂東漢文流。上祓刀讀祓詞。謂文部所讀者也。訖百官男女。聚集祓所。中臣宣祓詞。卜部為解除。祓訖。

中臣。又中臣の女。住吉と祝詞。人形。

右中臣の女。當年の穢を。

公之別名。三極大君。上に。

謹請皇天上帝。史記の天官書に。中宮天樞星。其一之明者。太一帝居。正義に。紫宮。天帝。旁三星。三

天官書。參五經星出正東賊星出正南司危星出正西。獄漢星出正北。地維咸光。亦出四隅。司命司籍。星經に。司命。司錄。司危。司非。各二星。云云。右各主天下壽命。爵錄安危。改是非之事。○天官書に云。四曰司命。六曰司錄。索隱曰。司錄賞功進士。司命主災

答。

左東王父。老君中經に。東王父者。青陽氣也。云云。在蓬萊山。右西王母。

同經に。西王母者。大陰之氣也。治崑崙之金城。五方五帝。星經に。五帝內座。在

華蓋下。覆帝座也。四時四氣。各司其星あり。

捧二以金刀一。請二延帝祚一。四時祭式に。大祓。金銀裝横刀二口。金銀造人像。各二枚。已上東西文部所レ預と見ゆ。こゝに金人銀刀をいへぬ。文の略なるべし。式にて知べし。

○祓五

129
3
91

東京圖書館
和書門
神子類
二九函
二架
六三號
三冊

孔雀明王

1

LIBRARY OF TOKIO

録かの解文のそ著
まれど先ノ月見ノ下
に泥て後ノ卿以下の
連署を誌ありり
もとむるに二ケ所
の考しを替も。

祝詞考下巻

○道饗祭（ミチアヘノマツリ）

式ハ今本に大祓、鎮火、道饗と次て出しを、古へハ出雲を
考るにぬきとのかくなせ也。然るに今ハ大祓、道饗、火鎮とやうなりてはいかにく
神祇令の古本にハ一神衣、二三枝祭、三大忌祭、四風神祭と出て右左を換
読ことふて、其次も二道饗祭、三鎮火祭となりしかむべ
きなりぶ。義解に凡読此四祭者、先読神衣、其次三枝、其次大忌、
其次風神。即与公式令連署義同。以下諸祭並准此例といへるを
もてしるべし。此式の次第も是に次も、因ある申時に先大祓、
次道饗の数を入しは、清水なりけむすれば、例をとすこし乞へる
るかなき なり。

○式 神祇令に季夏道饗祭、季冬同之。義解に謂卜部等

于四隅道上而祭之。言欲令鬼魅自外来者不敢入京師、故預迎
於路而饗遏也。とあるハ、式祭の月日時をいへるにて見えたり
遠つ神代の記のことをしてなからしめよとそ此なかの又皇朝の
ならはしなりけり。且四隅同時にあるなれど、都四つを言ふ
仍字よりつらぬるは京城四隅にハ京の外郭の外の四隅なるを。
すべ國の疫病などおこらしめて八國の堺にまつりて防ぐなど
古くより宮城の四隅にあるなるものを、後に四角四堺の祭とは
今ハ書紀をのみ挙るなり。是城四隅の祭はも古き事にて
年六月十一日於紀に、祭疫神於京師四隅、畿内十堺。寳亀元
年三月の紀にも、畿内諸堺祭疫神。これも遣ず祭らしめし畿内
堺十所疫神祭なり。又天平七年八月の紀に、大宰府疫死者多
云々、長門以還諸國司守若介、專齋戒道饗祭祀とあるも諸國にて
もこれらすなるべし。○宮城とハ内裏の外郭にて外重の事なり。
四堺とハ山城の京にては和泉界會坂界大枝界山崎界などいひ
又朝野群載に見えたる、藤原京には大和の京なれども式に云ふ田大
坂。吉野。宇陀。葛上などいふなりけり、是の字のまゝにても十處ありし。

高天之原爾。事始氐。皇御孫命止。ニハ高天

原爾神留坐。神漏岐神漏弥命以。事依賜志皇御孫命止。上志といふ壐
さ次略るなり。かくそれぞれまつりて、古へよりありしは、大祭らの祝詞にも
て古祝と見へたるのみなり。末に觀。
文王ともあるも。古へをあまねくしたり。

稱辭竟奉大八衢

爾。八ち衢也。衢の義はさきにいひつ。八達ぞと云ふなる
都の大路の京城を備えて其四隅にハ大道ある衢ある故に云ふ
あつむるにて式

湯津磐村之如久。既に塞坐皇

都ハ行なり。

神等之前爾申久。八衢比古八衢比

○上の命ハ此の事なし。
これ皇孫の御事にて
きこゆる所にして、言はゞ
例しもなくば考ふべき
これ称辞の詞なり
なりて上と云へる皇孫
の命乃大命・皇命・詔・大八
嶋云云しるすべき
凡そ今本の如くてハ
耐路を称へしめえ
ず例ふさはしからぬせ

○布那斗、久那斗、八衢通へし。○御杖を衢立とへるを、標と立て防ぎし手法なるし。[illegible]

賣久那斗止御名者申氏、稱辭竟奉

久那斗は記に、伊邪那伎大神、阿波岐原にて禊し給ふ時、投棄御帶所成神名、道之長乳齒神。又投棄御褌所成神名、道俣神。とあり。その長乳齒は、紀に長道磐と出て、上より磐石の如く塞坐し[illegible]の八衢比古八衢比賣をも也。同じ[illegible]紀に、於投棄杖所成神名、衝立船戸神、とあり。紀に、一書投其杖、是謂岐神。(岐神此云布那斗能加微)といひ、又黃泉の條に、一書、投其杖曰、自此以還雷不敢來。是謂岐神。此本名曰來名戸之祖神焉。又一書、經津主神以岐神為鄕導、周流削平。これらを合せおもふに、その[illegible]神也。[illegible]

根國底國与利麁備疎備來物爾 かの黃泉より[illegible]雷、醜女等の如き[illegible]

桃子[illegible]相率相口會事無久 氏

[illegible]上の御門[illegible]自許[illegible]一連の[illegible]

下行者下手守、理。上往者上手守 理。右の底の國より[illegible]下を地の[illegible]上は[illegible]

夜之守日之守爾守奉齋奉止禮賣[illegible]

進幣帛者明妙、照妙、和妙、荒妙爾備奉、御酒者瓱邊

高知[illegible]

八百丹穂も進八。張腹満雙氏。汁爾上の
ことかあるもまれらも。母類母意
あまの和稲荒稲もろ不の
御酒者或八山亦住物あらの如くみかもの
る遠くもらもでこもい弘徳
せるあるべしはとも。編も
類るもの下るも。まくハず。為
なものあるかる雑すし。
者毛能和物毛能荒物青海原爾住
邇津海菜爾至爾。万氏横山之如久置
所足氏進宇豆能幣帛乎平氣久聞食
氏。八襴爾湯津磐村之如久。堅座氏。
皇御孫命乎堅磐爾常磐爾齋奉上八。
○親王等臣等百官人等天下公民爾至万尓。
親王等臣等百官人等天
下公民爾至万尓平氣久齋給事上申又

神官りふと部といふ。天津祝詞乃大祝詞事乎以氏。先すめかむいはつの神伊弉諾尊を始め奉りて。天津神國津神八百萬神等を。諸日本紀に詳に載たる。其神たちの御名を。一柱も漏さず。稱辭竟奉る事を。

○鎮火祭。

神祇令に。季夏鎮火祭。義解に。謂在宮城四方。外角。卜部等鑽火而祭之。為防火災故曰火鎮。とあるこれ六月十二月晦日の事なり。○鑽火の外角を。大祓の詞に。四方の國中と。いふ類なり。

高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美能命持氏。皇御孫命波。豊葦原乃水穂國乎安國止平久所知食止。天下所寄奉志時爾。事寄奉志。天都詞乎以申久。上より所寄奉ハ。弘しと次ハ。ひろくと言をまるく。以下ハ。其事を語りつゞけたるまでなり。

（万葉の父母の歌は真菅よそ又愛しき真弟としてすべて用ゐて有るごとし。）

○紀の神を手筆とする霊人をもちゐらるるさまなども並べ考ふべし。

のかく國よりも屋門とかけば止ハ門のことにもあらざるべく又飛鳥の枉屋のことなどし。

○七人ばかり添の事よりして察すべし。

七日七夜の事は下にいへり。

神代紀に類也。此ほそ火生津神の神とせる御名ならむ。

○紀の通ハ美保の神とせるは誤なり。

火之迦具土とせるハ。土ハ埴生ぶ美の輝づ持ち。火の用をて名付けたる也。

美保止破焼氏。

石隠咋氏。

美保止ハ。

辞保止の保ハ。

○石隠咋氏ハ巌

神伊佐奈命

伊弉諾尊。

妹背二柱。

嫁継給氏。

國能八十國島能八十島乎生給。

吐八百萬神等乎生給。

麻奈牙子

尓氏。

火之迦具土

結神生給

氏。

○六

〇[illegible]奈八[illegible]

日計早有者云々二日計とありしは巻十七に[illegible]
[illegible]七日[illegible]七日之夕者[illegible]
[illegible]

吾手奈見給比曽。こは[illegible]

〇[illegible]仁賢紀[illegible]男以女稱妹女以男稱兄[illegible]

[illegible]

吾奈妹乃命止申給支。[illegible]
[illegible]大神[illegible]
又こゝに妹の[illegible]何の[illegible]伊佐奈岐命[illegible]御[illegible]
[illegible]

此七日爾不足氏。上[illegible]
[illegible]

隠坐事奇止見所氏。